

第百二十六回 参議院通信委員会會議録第十号

平成五年五月二十五日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 野別 隆俊君
理事 岡野 裕君
陣内 孝雄君
及川 一夫君
中村 鋭一君

委員 岡 利定君
加藤 紀文君
片山虎之助君
沢田 一精君
志村 哲良君
中曾根弘文君
大森 昭君
川橋 幸子君
中尾 則幸君
三重野 栄子君
常松 克安君
鶴岡 洋君
鈴木 栄治君
青島 幸男君

国務大臣 郵政大臣 小泉純一郎君

政府委員 郵政大臣官房長 五十嵐三津雄君
郵政大臣官房人 加藤豊太郎君
郵政省貯金局長 山口 憲美君
郵政省簡易保険 江川 晃正君
局長 郵政省電気通信 白井 太君
局長

事務局側

説明員

常任委員会専門 星野 欣司君
人事院事務総局 石橋 純二君
任用局企画課長 乾 文男君
大蔵省理財局国 中川 雅治君
債課長 山本 晃君
大蔵省理財局資 小泉 龍司君
金第一課長 北村 歳治君
大蔵省証券局長 西川 聰君
証券課長 小林 芳雄君
大蔵省銀行局総 局長 二木 三郎君
務課金融市場室 同組合課長

大蔵省銀行局銀 行課長
大蔵省銀行局保 険部保険第一課 長
農林水産省経済 局長
農業協同組合 課長
水産庁漁政部協 同組合課長

本日の會議に付した案件

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野別隆俊君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 法案の質問に入ります前に、これまでの委員会で質問させていただいた事項につい

て二、三確認させていただきたいと思ひます。

まずその第一点は、審議会委員等への女性の登用について、前回は二月二十五日に質問させていただきまして、わずかに三カ月ということでごさいますのでその目に見えた改善というものはないのかもわかりませんが、このほど総理府の方が国全体の数字を発表しております、国全体としましては女性のいない審議会が二・八ポイント少なくなつた。いるところがふえたということですね。それから女性委員比率、こちらの方は国全体としても遅々としておりますが、前回に比べて〇・八ポイントふえまして、ようやく一割を超えたという数字が発表されております。

総理府の方は年一回ではなくて年二回ずつ集計しましてフォローアップしたいという、こういう姿勢のようでごさいますので、前回の質問から時間のは短うございすけれども、その後の郵政省の方の四審議会一審査会の御様子を伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 郵政省の審議会四つと審査会一つ、今五つのいわゆる審議会等があります。お尋ねいただきました二月二十五日の時点で私回答させていただいておりましたが、当時は八十三人の審議会の委員のうち十名が女性の先生が登用されておりました、二二・一%でありました。

その後、四月一日に電気通信技術審議会の委員の任期満了に伴ひまして新たに女性の委員一名が登用されておりますので、そういう意味では拡大をいたしております。八十三名中十一名ということになります、その比率は一三・三%ということに拡大をされております。

ただいま先生からお話のありましたとおり、国全体としては一〇%程度でございますので、当省の関係はこれを上回っており、進んだ姿勢で取り

組んでいるものというふうに思っておりますが、私どもとしましては、平成七年度に国として一五%という目標がございますので、それに向かいまして今後とも女性の登用について積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○川橋幸子君 短期間でございましてけれども改善方、御努力いただきまして大変ありがたうございました。なお、電波監理審議会の方は女性の方がまだ登用されておられませんので、前回の大臣の御答弁で委員の任期満了時に考慮したいというそういうお話をいただいておりますので、引き続き改善方、御努力いただければありがたいと思ひます。

それでは二点目の、以前質問しましたことのその後の様子を伺わせていただきたいことは、外務非常勤職員の方の本務化を希望していらつしやる方の試験制度について改善方をお願いしたわけでございますけれども、その後の省の方の対応を伺わせていただきたいと思います。

ことは景気が悪いせいでございますが、新採用手控えという状況がございすので、郵政省の方でもそれほど困りになつていらつしやるという状況、逆にむしろ応募者が多くなつていらつしやる状況、採用が困難だという状況ではないのかもわかりませんが、逆に言いますと若い人たちの就職戦線に対する懸念というのもし出てきていますのでございす。

前回、三月二十六日に質問させていただきまして大臣の方から、経験、知識、人柄などいろいろ加味して、余り知識偏重にならないで総合的に判断するようという試験制度を検討してくださるというふうにお答えいただいておりますが、いかがでございすでしょうか。

○政府委員(加藤豊太郎君) 先生御指摘ありますように、前回、大臣から、余り知識偏重になら

例えば、仕事が終わってから夜やられるわけでございますけれども、ちよつとでも遅刻するともとう部屋に入れてもらえないというぐらいいびしつと規律のあるセミナーをやっております、中の講義科目も、実務というんですし、中、実技というんですし、作文の論理的な言葉遣いなりある

國家公務員の採用につきましては、國家公務員法の定めるところによりまして先生ただいま御指摘のように原則として競争試験によるとされておりますけれども、人事院の競争試験の行われていない官職もございます。そういう官職につきましては、任命権者が任命権者の定める選考基準によりまして選考によつて採用することができるとされております。任命権者がこの選考を行う場合には、人事院規則八一―二第四十四条によりまして「選考される者の当該官職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するもの」とされておまして、任命権者におきましては「必要に応じ、経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。」とされているところでございます。

この選考の方法として経歴評定を行う場合には、前歴の評価基準が平等原則に照らしまして合理的なものであることが必要だということです。が、一般的に選考対象者の数がそれほど多くないときにはこういうふうなことが可能であるわけであり、また郵政外務員の採用試験のような場合に、非常にたくさんの応募者を試験にかけるわけでありまして、そのときに、非常に多様でなおかつ大量な受験者の前歴につきましても合理的な評価基準を設定し、それに基づいて平等に評価するというふうなことが技術的に困難だということから、先ほど申し上げましたようなことでやっておるということです。

○川橋幸子君　これ以上お話し申し上げてもさよ

その際ちよつと気になりましたのが、表彰式典の壇上で最後に被表彰者を代表されまして答辭を述べられた方がおいででございました。この方がたまたま外務の職員の方でいらしたのでしょうか。制服を着用しておられたわけでございます。あの日ほかにも御出席の方がいらつしやると思いますけれども、大臣の介添えというんでしょうか、さまざま賞状を持って歩かれる若いお嬢様、振りそ

でとてもきれいでいらつしやる、ホテルの雰囲気につたり合つておられたわけでございますね。大臣の方は平服で、ダークスーツでおいででした。それで答辭を述べられる方が制服で、何となくアンバランスな感じがいたしたわけでございます。

表彰を受けられる方が御自分の好きな似合ったスーツで来られたらよかつたのと思つたのが私の個人的な感觸でございます。別に何を着ていいということ強制なさつてゐると思われぬのでございませうけれども、何かもう少し自由度のあることを御配慮いただく、そういうことが雇用管理の一番の基本ではないかと思つたのでございませうが、これは部長でございますか、よろしく願ひいたします。

○政府委員(加藤豊太郎君) 先生御指摘のとおり、先般の通信記念日の中央式典の受賞者を代表したところの郵便外務の職員が制服を着ていたわけでありませうけれども、中央式典の受賞者の服装につきましては、私も平服とするということに周知してあります。たまたまさきの通信記念日において答辭をした職員が制服を着ていたわけでありませうけれども、これは本人の意思によるものでありまして、日ごろの仕事ぶりが評価されたということの喜びが制服着用にあつてゐたんじゃないかと思ひます。

現に、同じような式典を各ブロックでやつておられますけれども、そこでも制服を着た職員が答辭をするとか平服の職員が答辭をするとか、いろいろばらばらでございます。

○川橋幸子君 自由になさつていらして、なお御本人が非常に制服に誇りを持って御着用ののかもわかりませうけれども、ですが、ずっとやっぱ制服で出るのが慣例になつてきてゐる、会場式典の場合には、本人が着なければいけないと思ひ込んでゐるということがないのかなというのが心配でございます。伺いましたら、やっぱホテルに来るので入り口まではスーツを着てこられる、制服の方は持つてこられるらしいのですね。

制服に関してはいろいろな効用があるわけでございますけれども、例えば消防の方とか警察の方などというものは制服というものでお持ちなところがございまして、やっぱ普通の制服というのは、何となくか、仕事で拘束されるような時間、こんな感じもいたします。強制されたということはないと思ひますけれども、ちよつと平服でいいんだというふうな一歩かけてあげればもつと氣楽に御自分の好きな服装で出られるような氣がいたします。要らぬ老婆心かも知れませう。よろしく御配慮いただきたいと思います。

それでは、本題の法案の質問に入らせていただきます。法案の質問といひましても、まずまた質問に入ります前にどうしても私は意見が言いたくなつてしまひます。ちよつと時間を食つて恐縮でございますけれども、一点だけ述べさせていただきます。

今回の法案改正の第一点に、財形貯蓄の貯蓄限度額を五百万から五百五十万に引き上げる、こういう改正のポイントがあるわけでございます。これは例の老人マル優問題と同時に税制改正の中で決まつたこととございました。直前までは五百万が一千万ぐらゐになるのではないかと聞かれていたときに、五百五十万、五十万アップにとどまつたわけでございます。

いろいろ申し上げたいことはたくさんあるわけでございますけれども、簡単に私の氣持を言わせていただきますと、不満ということだけ申し上げさせていたきたいと思います。これから減税問題等々の景氣対策の話も出てくるわけでございますが、政府税調の方でもお話が進むんだと思ひます。住宅につきましてもやはり勤労者の資産形成、安定した家庭生活を営む上で非常に大きな要素でございまして、結果として老人マル優のアップ額が小さかつたことに引きずられたような、それは否めない事実だと思ひます。将来このようなことにつきましてもまたいい展望が開ける、そういうときが来ますことを希望してございまして、今回はこの限度額アップに不満という氣持だけ、恐縮

ですけれどもこの場で表明させていただきますと思ひます。

さて、それでは質問に入らせていただきます。定額貯金の金利設定方式が昨年暮れ郵政省と大蔵省の間で合意されまして、この新ルールが今回の法案改正をもちまして実施に移されるわけでございます。この新ルールによりましたときに、どの程度の金利水準になると予想されてゐるのでございませうか。

○政府委員(山口憲美君) 定額貯金の金利につきましては、いわゆる一般の市場金利の動向に配慮する一方、もう一つは民間の金融商品全般の金利水準を勘案して決定することとしてございまして、利率決定に当たりましては、個人貯蓄分野において資金シフトが生じないようにというふうな点について十分配慮するというふうなこと、こういったことを眼目としてゐるところでございます。

また、これを有効な措置というふうなことにするために、金利水準につきましては、郵便貯金の預託利率と密接な関係のございます国債の金利水準でありますとか、あるいは郵便貯金の主要な競合商品であると思ひます民間の定期預金の金利との間に大まかな目安というふうなものを設けまして金利の設定をすることとしたしまして、またこの利率でありますとか預貯金金額に関する計数につきましても、大蔵省それから郵政省両省で情報交換等をいたしまして、モニターを実施するということになつてゐるのが概要でございます。

さて、そこで今お尋ねの点でございますけれども、今回自由化される競合商品でございます定期預金の金利というものがまだないというふうなことで、その動向が明らかでございませぬので確定的なことを申し上げるというふうなことはできませんけれども、今回のこうした合意内容を総合的に判断いたしますと、定額貯金の利率はおおむね現在と同じ程度の金利水準というふうなことになるのではないかなというふうに思つております。

○川橋幸子君 金利水準が六%を超える場合と通常の場合によりまして、両省合意による算式の重点というんでしようか、重要視される計数が変わつてくるということでございませう。

今回の場合は六%を超えるような高水準じゃないです。AとBとケースがあつて、Bが高水準の場合ですとAの方の公式が当てはめられる。なおかつ、国債の方のクーポンの利率ではなくて、スーパ定期等がある場合に短期の方が重視されるというわけですね。クーポン利率マイナスイナス五%ではなくて、もう一つの目安、スーパ定期等と。ちよつと聞き方が要領が悪くて恐縮でございますけれども、局長の方からもうちよつと適切にお答えいただければありがたいと思ひます。

○政府委員(山口憲美君) 先ほど目安というふうなことを申しましたけれども、今委員の御指摘のように、その具体的な目安の内容をいたしましては、国債のいわゆるクーポンレートから〇・五マイナスするとか、あるいは競合すると思われる定期預金の三年物の金利の九五%にするとかというふうな一つの目安というふうなものを決めてゐるわけでございますけれども、まずお断りしておかなきゃいけませんのは、これは一つのあくまでも目安ということでございまして、このほかに先ほど申しましたように一般の金利というものがあるわけでございます。そういった金利の動向と、また個々の定期預金の商品の金利というふうなものがどういふ関係になつてゐるかというふうなことも見ていかなきゃいけないということでございます。そういったものを総合的に判断をいたしまして金利を決定するというところでございませう。その際、強いてお話がございました点に言及させていただきますならば、金利が順イールドと申しますか、長期のものの方が金利が高いというふうな形になつてゐるときには、定期性預金の金利の方にウェイトを置いて見るということのケースが多くなるんじゃないかなというふうなことを考へてゐるというところでございませう。

○川橋幸子君 長期の金利が高いときには定期性預金の利率掛ける九五％、こちらの方に重きが置かれるということでございますけれども、前回両省協議を見ましたときに、私は本当に素人頭で頭も回らないもので、この数式そのものより、郵政省の方で自信を持って預金者の利益がこれで確保されるんだ、保たれるんだと、そういう郵政省の方の見解を信じておたわけでございますけれども、いつも五分引きとか、あるいはこれから高水準の場合というのは余りないのかもわかりませんが、高水準の場合には一割引きとか、定期預金よりも低目低目に抑えられてくる。何か下方でバランスをとるようなそんな印象が、預金者に不利ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) お尋ねの九五％にするというふうな点についてと御説明をさせていただきますと、現在の定期預金と定期性預金の金利バランスというのは、民間の定期性預金の二年の金利と定期預金の三年の金利とが等しくなっているという形でバランスをしております。したがって、定期預金ですと二年間お置きになれば定期預金に三年置かなきゃならない金利が得られるということで、その面では定期性預金の方が現行でも有利になっております。

それはなぜそうなっているかと申しますと、定期預金につきましては途中で自由におろせるという流動性というメリットがございます。その流動性のメリットというものを勘案いたしましてそういった金利面での差が現在もついているということでございます。

そこで、今申しました二年と三年のところでバランスをしようとしたものを今回三年のところで、三年と三年という形でバランスをさせようというふうな考えに、九五％というふうな形でバランスがとれるというふうに判断をしたものでございまして、この定期預金と定期預金の金利バランスというものは従来のものが維持されているということでございます。ただ表現方法がちょっと変わ

わつてきているということでございます。○川橋幸子君 局長がもっともらしくお答えくださるとまた、そうかな、大丈夫かなというふうな思っているところもございまして、でも、もともと私が個人的に思っていますのは、郵貯への資金シフトというのは、郵貯が特段に何か恵まれた商品を国からつくられたということではない、これは局長の御答弁をいつか伺ったことがあります。確かでございますね。むしろシフトというのは、私の感じは、景気が低迷しました。しかも、バブル経済の崩壊ということでも非常に深く落ち込んだときに法人の銀行への預金が減った。それによってシェアが郵貯の方が上がった。個人だけで比べても、個人の方は銀行預金は低下しなかったけれどもシェアは減った。やっぱり郵貯にシフトしたとおっしゃるのかもわかりませんけれども、それは個人の判断でございまして、バブル等に走った証券不祥事や銀行やら、証券界、銀行全体がそうだとはいえませんが、やはりそうした銀行に対する預金者の不信というものがあったのではないかと申すんです。

いづれ不良債権も整理、処理されて、それからリストラが進みまして銀行が経営を健全にすればそうした問題は解消される。そういう部分のシフト解消というのは大きなものではないかと思えます。金利差をつけて極度の資金のシフトを回避するというのは何となくツケが預金者に回されたような気が今になって非常に強くなるのでございます。私もわかりませんが、重ねて納得のいくお返事をいただけたらありがたいです。

○政府委員(山口憲美君) シフトの問題についてお話しでございますけれども、郵便貯金につきましては、このいわゆる預貯金の中のシェアというのは三〇％というのがずっと続いておりまして、長期的に見ますとそのシェアは非常に安定しているというところでございますが、今お話しございましたように、平成二年と平成三年のところでかなり大きな資金の増減状況に移動があった。すなわち、平成二年度につきましては郵便貯金に

きまして五兆円ほど減ってしまったということでございますが、平成三年度になりました十一兆ほどふえたと、こういうことでございます。その原因をどういうふうにか考えるか、いろいろ御意見あるかと思いますが、私もひとついいたしまして一番大きな原因と考えておりますのは、いわゆる規制金利と自由金利というものが混在していたということでございます。金利が上昇局面になってまいりますといわゆる自由金利の方がととと先に進んでまいりますので、規制金利の方がどうしても低目になるということ、これが平成三年に起こった現象だと思っております。平成三年度につきましては、逆に金利が低下局面になりましたので、自由金利の方が先に走りまして規制金利の方が高目になりますというふうな形で、相対的に定期預金金利が有利に金利面になったということがこういう大きな原因になっているんじゃないかと思っております。

そこで、こういうふうなことが原因であったというふうにか考えますと、今回の法案を認めていただきました定期預金についても自由金利ということになりますと、いわゆる規制と自由金利というものの併存状態がなくなりますので、基本的にこういういった現象というものはもうはやり起こらないというふうにか私どもは見ているところでございます。したがって、先ほど御説明申し上げましたような形で金利の決め方ということで、大きく資金がシフトをするというふうなことはもうないのではないかと考えられます。

なお、先ほどお話し申し上げたけれども、この考える金利というのは、いわゆる一般の金利とそれから民間の競合する商品の金利と二つを見させていただきますので、仮に定期性預金のものが著しく低いというふうなことになる場合、片方の要素が非常に効いてくるというふうなこともございまして、先ほどお話しございました、預金者にも割に合わないことになるんじゃないかというふうなことはならないのではないかと

というふうにか考えているところでございます。○川橋幸子君 いずれにしても、あけて見なければわからない部分も多いのではないかと思います。そうした点では、月二回のモニター結果でもって金利を調整していかれるということでございますので、今後の綿密なフォローアップをぜひ郵政省の方でお願いしたいと思っております。

それから、大蔵、郵政両省の間での協議ということでございますから、その間でお決めたことでございまして、どういう理由でどうしてそうなったかという克明な情報開示までは求めませんけれども、どうしてこういう金利で設定されるのか、できる範囲で結構でございますので、預金者に教えてくださるようお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 今回の自由化措置によりまして民間金融機関はいわゆる規制金利が廃止されまして、各金融機関がみずからの経営判断で自由にそのような金利を設定するというところでございまして、そこで決定される金利というのは、いわゆる競争でありますとか資金需要を反映した形で金利が決定されるというふうになるわけでございます。そういった形で形成されました金利に對しまして、郵便貯金といたしましてはその市場を信頼をいたしまして、そしてその市場の実勢を反映した金利を設定していこうというところでございます。

そこで、ただいまお話しのように大蔵省と郵政省の間で、そういった民間の市場の実勢がどうなっているか、あるいは資金の状況がどうなっているかというふうなことににつきまして計数を交換してモニターを実施するというふうなことにしております。そのためには民間の商品につきましてもその動向を速やかに把握する必要がありますというふうなことでございまして、まずデータを民間の皆さん方にも出していただくということが必要でございます。そういったことをこれから大蔵省あるいは民間の金融機関にもお願いしながら、そういった実を上げてまいりたいというふうに考

えようというふうなことが原因であったというふうにか考えますと、今回の法案を認めていただきました定期預金についても自由金利ということになりますと、いわゆる規制と自由金利というものの併存状態がなくなりますので、基本的にこういういった現象というものはもうはやり起こらないというふうにか私どもは見ているところでございます。したがって、先ほど御説明申し上げましたような形で金利の決め方ということで、大きく資金がシフトをするというふうなことはもうないのではないかと考えられます。

えておるところでございます。

したがいます、私どもだけのデータではございせんので、そのデータの取り扱いがどうなるかということはいろいろ関係の方々とも御相談しなければいけませんけれども、利用される皆さん方になるべく納得をして利用していただけるような形に努めてまいりたいと、こういうふうにご意見を次第でございます。

○川橋幸子君 それではその点はよろしくお願いしたいと思ひます。

そこで、絶えず絶えず郵便貯金の使命あるいは郵政事業の使命というものを私はこのところ考えてきているのでございます。そこで、大臣にちよつとお伺いさせていただいてよろしうございませうでしょうか。

三月二十六日の三重野委員への御答弁の中に、「私が在任中に郵便の民営化とか郵貯を民営化するなんという事は一言も言っておりません。郵政事業の重要性も否定したことは一度もありません。」大要私どもにとつては、族議員という意味ではないのでございませうが、やっぱり郵政事業、郵貯の使命を考へる者にとつては大臣のこの御答弁大要強く感じたわけでございませうけれども、この御答弁は今もお変わりございませうでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) いろいろ民営化の検討は結構だと思ひます。また、郵政事業の重要性というものは、私何度も指摘しておりますように、これは多くの国民から信頼されている事業でありますので發展させていかなきゃならない。しかし、現在のいいから将来いいという制度は、必ずしもそうなるとは限りませんし、いゝんな意見があるんだつたらそれは検討していい。

しかし、もしも郵政事業を民営化するという場合になつたつて、仮にです、そんな一年や二年でできるわけないんですから、そういう意味において、いゝんな意見があるのは結構ですけれども、また各界からいゝろい御批判いただくのは結構ですけれども、少なくとも私の在任中にそういう民

営化をやるといふものでもないというのが私の真意なものであります。

○川橋幸子君 前段大要聞さされていたのでございますが、しかしとおっしゃるとまた私もむくむくとした大きな制度改正というのには一年や二年でできるものではないから在任中にはできないものだ、それから、将来はどんなことが起こるかわからない、これは郵政事業に限らないことでございます。今政治の世界はそういう意味では大要不透明でございますし、これからの日本経済にしろあるいは日本の社会のありようにしろ、将来どんなふうに変つていくか、非常に難しい転換点にあるわけですね。

そういうときに、仮にというお言葉が担当の大臣からお出になることに私は大要残念な気持ちになるわけでございます。仮定の話ではなくて、将来こうした方が日本の将来によい、生活大國を実現するために、そういう定見があつて大臣の口からお話が出るなら私納得いたしますけれども、将来どういふことが起こるかかわらない、だから仮にというふうな御発言は、私はちよつと大臣を尊敬するわけにまいりません。大臣、まだおっしゃりたいことたくさんおありかもしれませうが、私は私の意見ですのでこの場ではつきり言わせていただきます。

そこで、今回は郵貯法でございまして、郵貯の使命というものを考へたいと思ひるのでございませう。日本では非営利の貯蓄銀行というものがなくて、欧米にはあるものでございませう。それがなくて、小口の個人利用者の生活設計、生涯にわたる生活設計を貯金でもつて賄つていこう、そういう国民の自助努力をサポートする、これが郵貯の使命だと思つておられます、そういう個人利用者の利益というのを確保するのにはやはり採算あるいは営利性というものをある程度度外視しなければ実現できないのではないかと。そうしますと、やはり国営の金融機関としての郵貯の役割というの

は非常に大きなものだと思ひるのでございませう。

そういうことから考へますと、大臣のおっしゃる官民の分担論、官は民の補完であるべきだといふそのところが私はなかなか納得できません。官には官の役割があり、民には民の役割があり、あと資金上のシェアの問題があるのかもわかりませんが、資金上のシェアだけの問題でもつて官民の分担論をおっしゃるのは、これは間違つておられるのではないかと。やはりそれぞれの使命という点からこの事業を考へるべきではないかと思ひるのでございませう。

大臣に御質問するもまたはぐらかされそうな気がいたしますので、こゝはやっぱり局長の方にお尋ねさせていただきますのですが、大臣よろしうございませうか。局長の方からよろしくお願ひします。

○政府委員(山口憲美君) 郵便貯金は、抽象的に申しますと、あまねく公平に個人金融サービスを提供すること、それから、社会資本整備等のために公的分野への資金供給を行うことによりまして国民の福祉増進と我が国経済社会の發展に貢献してきています、こういうことでございませう。

もう少し具体的に申し上げますと、郵便貯金事業というのはまず第一に独立採算のもとで健全経営を維持するというのが基本になつております。その上で、採算、不採算の地域を通じて全国的に店舗を設置してあまねく金融サービスを提供するというのが一つでございます。それからもう一つは、専ら小口個人を対象とした個人金融サービスの維持向上を図るということでございませう。そして第三番目に、これは国の機関としての務めということでございませうけれども、その資金を国民生活の向上や社会資本の整備といった公的分野へ長期、安定的に低利で供給するというふうな、こういうことが具体的な内容かなというふうな考へております。

金融の分野におきましては、いわゆる個人といふのは法人の皆さん方に比べますと金融情報が入りにくいと、あるいは金融機関との交渉力が弱

いといふふうなことから、どうしてもいゝゆる営利原則に立つ民間金融機関だけでは十分な保護ができませんといふふうなことがこれまで恐らく歴史的な教訓として出てきているんだらうといふふうに思ひます。このために、御案内のように、諸外国におきましては非営利の貯蓄銀行と郵便貯金というものが個人の保護でありますとかあるいは貯蓄の奨励とかいふふうなことに努めておられる、これらの団体がまともに国際貯蓄銀行といふふうなものをつくつておりますけれども、こゝでもこの貯蓄銀行運動の拡大ということを目指してお互いに頑張つていこうといふことでございませう。

ちなみに、我が国では貯蓄銀行がございませうので、郵便貯金のみがこの役割を果たしているといふことでございまして、私どももそういうこととは自覚していかなきゃいけないといふふうなことも思つていましてございませう。

そういった個人の貯蓄の分野におきましては、個人といふことについて、他の業界と違つてやや特別な配慮が加えられているという実態を直視していゝろい私どもとしても考へていかなきゃいけないかなと、こういうふうな思つていゝる次第でございます。

○川橋幸子君 どうもありがとうございます。非常に単純な言葉で言へば、私が先ほど質問のときに用ひました言葉、非営利の金融機関、国営の金融機関としての使命を追求されている、そのように理解して間違ひございませうね。

○政府委員(山口憲美君) はい。

○川橋幸子君 そこで、前段の中でもう一つの郵貯の役割を局長からお述べになつたと思ひますが、もう一つの役割といふのは、やはり財政投融資の非常に安定的な資金供給の役割が郵貯にあると思ひます。大蔵省にらつしやいますね。財政における郵便貯金の貢献についてはどう考へていらつしやいますか。

○説明員(中川雅治君) 郵便貯金は現在財政投融資の主要な原資の一つになつていゝるところでござ

いまして、有償資金を用いて各般の政策的要請に対応するという財政投融資システムにおいて重要な役割を果たしているというように認識いたしております。

郵貯問題につきましては、そういった認識のもとに、第二次行革審の最終答申において指摘されているような線に沿った検討が進められるべきだと考えております。

○川橋幸子君 貢献を評価されているということでございます。そうした方向で行革審の中でも議論され、結論が出るであろうという予告、予告といえますか、見通しをお述べになつてくださいますか、事実認識から、それから客観的な評価からそういうことを考えれば、行革審の結論というのは私はそんなに心配することもないのではないかと思います。

ですが、ちょっとこれは大蔵省の方には耳の痛い言葉になるのかもわかりませんが、一方において、今度は逆に財投の方が、国民に見えない隠れた借金を増やしているとか、それから、非常に肥大化してきて見える第二の予算というほどまで巨大化している。逆に財投へのそうした批判が郵貯にはね返ってまいりまして、資金供給源の郵貯にまで、何というんでしょうか、そういう財投のための金集めを一生懸命郵便局やっているのではないかと、ちょっと表現悪いですが、わかりやすく言えばこういう論が一部にあるわけでございますけれども、そのあたりはどうお考えになりますか。

○説明員(中川雅治君) ただいまの御質問の前に、先ほどの私のお答えでございますけれども、行革審の最終答申と申しましたのは第二次行革審、平成二年四月の既に出されている答申でございます。その線に沿った検討が進められるべきものと考えているというのが大蔵省の見解ということでございます。

ただいまの御質問でございますけれども、財政投融資というのは、これは国の制度、信用に基づいて集められた各種の公的資金を国が一元的に取

りまとめ、これを財投対象機関に供給することにより各般の政策的要請に対応するシステムでございます。何と云っても確実かつ有利な運用をしていくということでございます。

したがって、私も財投計画を編成するに当たりましては、各省庁のさまざまな要求を、そのときどきの経済情勢等を勘案しまして最も有効な資金配分はどうか、そのときどきの例えば景気調整機能にどのように財政投融資が役立つのかといったようなことを念頭に置きながら、かつ、一つ一つの配分に当たりましては償還確実性ということに十分配慮して審査をしているということでございます。したがって、財投の原資というのは国民から預かっております貴重な資金でございますので、決してそういった償還不確実な分野には融資はしていないということでございます。

一方、財政投融資の規模につきましては、ただいま申し上げましたけれども、そのときどきの景気情勢、国民のニーズの変化等に対応して機動的、弾力的な運営が行われているところでございます。一方、郵便貯金の目的は先ほど郵政省の方から御説明がございましたような点でございますので、それぞれ郵貯の目的はあつて、財投の役割というものもある。したがって、両者が当然結びついているという関係にはございません。

○川橋幸子君 最後のところはよくわかりました。私も役人出身でございますけれども、正確を期す余りになかなか真意が伝わらないという感じを持ちがちでございます。私は別に財投を非難しているわけではないのです。やっぱり適切な景気対策のためには財政が出動しなければならぬ。今回の補正なんかもまた財投が非常に活用されるということであるとすれば、私はいい制度ではないかと思つていところでございます。

そういう意味では、先ほど今の行革審の結論まで予想して言つてくださったのかとちょっと早とちりしてしまいましたけれども、財投についても国民にわかるようなディスクロージズなり、それか

らPRなりというものがこれまでは不十分ではなかったのかと思つたのです。

そう申し上げまして質問すると申し上げましたら、早速いいPR資料が届きましたので、大蔵省も努力していらっしゃるということをごの委員会場で私の方が逆にPRさせていただきたいと思つた。

これもやっぱり、どこに配付されるのですかと云うと、財投関係政府金融機関が多いのではないかと云うようなお答えでございましたけれども、今やつぱり政治が理解されるところか行政が理解されるところかというところは、一般の市民にだけダイレクトに語りかけられるか、そういうことではないかと思ふんです。非常に難しい制度ですから、わかりやすく的確に伝えるということは難しいのかもわかりませんけれども、なおそういう御努力をお願いしたいということだけ申し上げまして、大蔵省の方にはきょうはありがとうございました。

結構でございます。私としては、やはり国営の金融機関としての郵便貯金の使命、それからそれが国の経済運営にも非常に大きく貢献しているということを、私は支持しているんだということをお願いしまして、この問題は終わらせていただきます。

時間がなくなりまして、ほかの質問もたくさん御準備いただきました大変申しわけございませんが、あと質問の中で申し上げたかったのは、今回コーシヤルペーパーへの運用拡大がこの法案によつて図られるわけでございます。有利性と安全性の両面から細心の配慮をしてほしい、そのような仕組みになっているというお答えを伺うはずでございますけれども、重ねてその配慮をお願い申し上げます。

それからもう一点は、郵便貯金の資金を全部資金運用部に集めて、つまり一極集中させまして、それをまた地方に還流するのではなくて、自治体あるいは三セクへ、町おこし、村おこし、町づくりのために直接活用できるようなそういう運

用範囲の拡大に努めるべきだと思つていのでございます。

昨年の概算要求でこれが出て、このメニューは予算要求されましたけれども残念ながら通りませんでした。ですけれども、今さまざまな地方分権、それは権限もそうでございますけれども、お金の使い方にきましては地方の知恵と工夫を生かすというそういう時代になっておりますので、この点につきましては、もうそろそろ来年度予算、もう平成六年度の概算要求のディスカッションに入つていきたいと思いますので、これはぜひまた御要求いただきたいと思います。要望させていただきます。

そして、あとほんの二、三分でございますが、一点だけ伺ひさせていただきます。先日、身障者の電気通信の円滑化を増進する法律、これが通つたばかりでございます。そのときに同僚の堀委員がやつてこられました、テープレコーダーを持ってこられました、選挙管理委員会からの通知をテープレコーダーにずっと通しますと磁気テープから声が出てくる。実演された。これついでこの間のことでございますので御記憶いただいているのではないかと思います。

あれを見て非常に思いました。テレコム三事業と郵政三事業、総合的に管轄していらっしゃる郵政省としましては、例えば貯金とかあるいは保険とかさまざまな通知文書の中に、障害者の方に配慮をするためにそういうのはがきを開発なさるということをお考えになられてはおりませんでしょうか。ぜひお願いしたいという意味で申し上げているわけでございますが、時間が限られて恐縮でございますけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 今お尋ねのものは声の出るはがきの活用というお話かなというふうに存じます。これにつきましてはいろいろ私どもも検討しておるわけですが、一つの問題点は、お伝えしなきやならない情報量と容量との間が全かけ離れていっているというふうな問題が一つございます。

それからもう一つは、声が出るということになりますと、予想外の人にお金の状況とかが聞かれてしまうというふうなおそれはないのかどうかという、プライバシーの問題という点の配慮も必要だなというふうなことも考えたりしております。今、この点字によるいろいろな、例えばATM、CDの点字表示でありますとか、点字による郵便貯金内容の通知とか、点字キャッシュカードとかという点字を活用してのものは随分導入させていたいただいておりますが、いわゆる声の出る形での分野の問題でございまして、新しい分野の問題でございまして、もうちょっと勉強させていたいただきたいというふうに思っております次第でございます。

○川橋幸子君 時間はかかるのかもわかりませんが、聞かれること、それからああい機器のメーカーのエンジニアの意見を聞かれること、そして、通知しなければいけない際、ミニマムのもので工夫がされていくのではないかと考えます。難しい問題かも知れませんが、これこそ郵政省のお仕事のような気がしますので、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○三重野栄子君 三重野でございます。郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、情勢といたしまして、そういう点から少し質問をいたしたいと思います。

まず、このたびの提案に当たりまして、「郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化の確実な対応」とともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資する」と、この法案の提案について目的が述べられておられるわけでございまして、これに関連してお尋ねしたいと思います。

昨年の十二月に郵貯、簡保問題に対する要望が全国銀行協会連合会など十三団体から出されておりました。それからまた、高齢者のマル優の利子非課税限度額の引き上げをめぐりまして、特に昨

年からことしに向けて、官業である郵貯、簡保は民業の補完に徹すべきだとか、お金持ちのお年寄りにそういうことをすることはないとか、いろいろとこれをめぐりましての論調が広く伝えられてまいりました。

先ほど川橋議員の質問の中にもありましたけれども、財政資金が非常に大きくなっていうようなことで逆に郵便貯金の問題について議論をされているような中で、このたびの目的に「郵便貯金の預金者の利益の増進」ということもございまして、これはどういうふうに対応しようと思われているのか、具体的に見解をお伺いしたいと思うわけですが。

○政府委員(山口憲美君) 今回お願いをしております貯金法の改正点というのは三点あるわけでございます。

まず第一に、財形郵便貯金の総額制限額の引き上げ、現在五百万円でございますが、これを五十万円に引き上げるといふものでございまして、これは租税特別措置法の一部改正によりまして、いわゆる財形の非課税限度枠が引き上げになったというに伴いまして郵便貯金の預入れ枠も拡大しようというものでございまして、さらに、課税になっております一般財形の限度額につきましてもあわせて引き上げようというものでございまして、預金者に対して一定のメリットがあるものというふうなところでございまして。

それから二点目は定額貯金の金利の自由化でございますが、これにつきましては、従来の規制金利体系のもとではどうしても人為的な、低金利政策という形で言われておりましたけれども、各機関がいわば強制的に横並びで金利が決められるという形になってきていたというふうな形、ある意味では預金者の利益が十分に確保されていなかったという面があるわけでございまして。

これに対しまして自由化後は、民間の金融機関におきましても、自由な金利設定でありますとか、あるいは商品・サービスの多様化が可能になりますとして、いわゆる民間金融機関の競争であります

か、あるいは資金需要を反映した形で市場実勢に沿った金利設定が行われるということでございます。また、こういった金利を反映する形で郵便貯金の金利が決められるようになるという形で、預金者の利益に結びつくものであるというふうな考えをいたしております。

それから、第三点目は運用対象にコーポレートペーパーを加えるということでございますが、これにつきましては、いわゆる金融自由化対策資金の短期運用につきましては、例えば、資金繰りの上で短期運用が必要となる場合に、少しでも有利に運用しておきたい、あるいは長短金利が逆転している、短期の方が金利が高いというふうな場合には、短期で有利に運用ができるという手段を持っておきたいというふうな形でこのCPを加えさせていただきますということでございます。こういった形で運用対象の多様化が図られることによりまして、自由化に対して郵便貯金が健全な経営を確保できるといふ道につながるわけでございまして、預金者の利益につながるものというふうな考えをいたしております。

○三重野栄子君 法案の提案につきましての中身の御説明をいただいたと思うんですが、米の自由化とか、何か自由化というところも心配の方が、一体これは今後どうなるんだろうかという心配が多々ございまして。金融自由化の本格的な到来の中で今のような法案が提案されている。大丈夫、大丈夫と言われるけれども何となくまだ不安感があるわけですが。

そういう不安感に対して、こういうふうになっているという今局長がおっしゃいました安心感、今まで郵便貯金を利用して人あるいはこれから利用するであろう人に安心感をもちますというPRといいますか、そういう点はどのようになさいますでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 金融自由化ということにつきましても郵政省としてどう預金者に対して対応していくかという問題でございまして、まず第

一に、金融自由化というのは、これまでも御説明しておりますけれども、金融機関相互間の競争を促進して金融全般が効率化すること、そして商品やサービスが多様化してくるというふうなこと、そして、預貯金金利が市場の動向に合わせられたものになるというふうなことからいたしますと、基本的にはいわゆる国民・利用者利益をもちますものだというふうな考えをいたしております。でございますので、そういった観点から郵政省といたしましてこれまで金融自由化の推進に積極的に取り組んできたということでございます。これは基本でございます。

しかしながら、今先生からも御指摘がございましたように、金融自由化の進展というのとは一方でいろいろな弊害というふうなものも起こることが予想されるわけでございまして。例えば、いわゆる小口の個人の利用者というのは、言葉は適切でありませんが、割を食うとかあるいは不採算地域における利用者には不利がもたらされるとかというふうな、そういったいわゆる懸念もあるということでございます。こういった懸念をまた規制という形で行うということになりますと、この規制緩和の本旨にとるということになりまして、これは、やはりこういったものを実態的にカバーしていくという意味で郵便貯金というのは一つの役割を果たすことができるのではないかとというふうに思っている次第でございます。

当然、郵便貯金といたしましては、こういった厳しい経営環境になってまいりますので、事業の健全な経営というのを確保していかなきゃなりませんので、資金運用面の充実でありますとかあるいは事業の合理化、効率化に努めていかなきゃならないというのは当然の前提でございます。

○三重野栄子君 それではサービスの多様化についてお伺いしたいと思います。

高度経済成長がある中で、一方で人生八十年時代というところで大変寿命も長くなってまいりました。そういうことで、その一生の中のライフサイクルに合った国民の郵便貯金に対するニーズが

多様ではないかと思うわけです。日本人は勤勉と貯蓄性の高い国民性でございますけれども、利用者の金融に対するニーズがどんどん多様化するに對して、そしてまた一方ではカード破産が増加するというような社会情勢もあるというふうな状況の中で、基礎的なライフサイクルと申しますと、私どもとしては結婚とか出産とか教育あるいは就職、子供の成人式とかあるいは疾病とか老後とかさまざまな人生の節目があるわけにございませうけれども、この節目節目に必要な貯蓄と資金のニーズにどのように郵便貯金が対応されていくのだろうかということを思うわけでございませう。

金融自由化の進展につれまして、このような国民の多様なニーズに應じた商品や新サービスの開発あるいは提供というものが一層必要になってくるわけでございませうので、現在こういうことを試みてきた、これは成果があった、これはうまくなかったとか、あるいはこれからについてはこういう展望を持っている等につきましても御説明をいただければ幸いです。

○政府委員(山口憲美君) ちょっと先生の御質問からずれるのかなというふうなことで、恐縮でございませうが全体的なことをちょっとお話をさせていただきますと、これから自由化をされてまいりますという商品が民間の金融機関でも出されてくるだろうというふうなことでございませう。現在お話を聞かしてありますと、中長期の預金でありますとか変動金利預金というふうなものが導入されてくるというふうなことでございまして、民間の金融機関の皆さん方もいろんな商品を開発されるのではないかとこのように思われます。これから我々そういう動向というのもの、踏まえながら商品のサービスの開発等に努めていくという要素が加わってくるというところでございませう。私どもこれまでやってまいりましたのは、いわゆる生活重視の商品・サービスの多様化ということとやってまいりまして、特に今御指摘の預金者のライフスタイルに應じた新型の貯蓄の実施と

いうふうな形でいろいろ勉強もさせていただき、また具体的に予算としても要求もしているというふうなことでございませうが、今お話ししたセカンドライフ貯金というふうなものにつきましても、またことに申しわけございませうでしたけれども、政府部内での意見調整ができず実現に至っておりませんが、人生のライフスタイルに合わせた形で利用していただきやすい、そういう貯金というふうなものをいろいろ開発させていただきたいなというふうなところでございませう。

ただ、具体的に今こういう形のものとということをお説明させていただくまでに至っていないということにございませう。

○三重野榮子君 初めに伺いましたときは、将来多様なニーズに應じてという非常に積極的な言葉でしたから、今こういうことがあるんじゃないかなと、御検討いただいているかと思ひましてお尋ねをいたしましたわけでございませう。

その中で、積極的に多様化に應じて新商品をつくっていくという場合に、官業が民業を圧迫するということのような世論というか、そういう動きというのはどういふふうな関連になってくるのでしょうか。

それから、先ほど小口のこととございましたけれども、やはりつましく積み立ててきた貯金でございませうが、例えば貯金の限度額をもう少し拡大していただくとか、あるいはまた、いろいろ結婚とか出産に對して保険で賄いたいという人もいろいろけれども、いや保険じゃなくて貯金の方でやりたいんだという人もいろいろございませう。それに、ついで貯金をした額の何十%を貸し出すとか、そういうようなことなどの商品は考えられないものでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 今お話しした具体的な商品、どういふものをこれからつくっていくかというところは、現時点において構想を持っておりませんので申し上げられませんが、ただ、これから商品開発というものが民間の金融機関の皆さん

方のところでもかなり活発に、現時点ですぐということじゃないかもしれませんが、行われるようになるだろうというふうなことを考えますと、私どもはそういった民間の皆さん方と切磋琢磨をいたしまして、そして民間の皆さん方に負けない、そして個人の皆さん方に最もフィットする商品というふうなものを開発していく努力をしていくということが我々が今覚悟していかなくやらない問題だというふうに、大変抽象的なお話で恐縮でございませうが、そういうことでございませう。

○三重野榮子君 自由競争と言った場合には、い意味での切磋琢磨というところでやっていくものではないかというふうに考えるわけでございませうが、昨年末から年初にかけて声が大きかった官業が民業を圧迫するんだということは、マスコミを通じて、その他を通じてたくさんいろんな角度から出されるわけでございませうが、しかし郵便貯金に預けている小口の一人一人の声というのはなかなかいろいろなところで発表しにくい。だから、世論を見ると何となく民業を圧迫しているような印象を受けるわけでございませうが、やはり貯金を利用している側とすれば郵政省が一番の頼りでございませうから、そうしますと、そこでしっかりと頑張っているかどうかということにならうかと思ひましてそういうことを伺ったところでございませう。

そこで、定額貯金の問題でございませうが、言うまでもありませんけれども、預入期間が十年、そして六カ月据え置きした後払い戻しが自由にできるとか、半年複利等の定額貯金というのは官民間の資金シフト発生を理由に非常に提起されてまいりましたけれども、この場合の定額貯金の商品性の見直し問題、これは一時は大変心配をいたしましたけれども、今この法案の提案の前提としたとして定額貯金の金利決定ルールが合意をされたということだと思ひます。

これによって、実質的にこの定額貯金の商品性の見直しというものが通り過ぎたというふうな考えてよろしいのでしょうか。今後この定額貯金の商品性の見直しというものはどのようなふうな

くのだろうか、郵政省の見直しについて伺ひします。

○政府委員(山口憲美君) 定額貯金の商品性見直し問題につきましては、いわゆる官民相互間で過度の資金シフトが発生したというふうな場合に、それを契機といたしまして提起されてきたというふうな経緯でございませう。

そこで、今回も定額貯金の問題が話題になったわけですが、これも先ほど御説明いたしました平成二年、平成三年の間に官民の間に大きな資金シフトがあったということによるものでございまして、いわゆる規制金利と自由金利が併存する中で、金利の不整合な状態があったという状況の中で、起り、そのことがまた定額貯金にもね返ってきているものだというふうに認識をしていくわけでございませう。

今回、郵政、大蔵両省で定額貯金の金利につきまして一つの整理をいたしまして、機動的、弾力的に市場実勢を反映した形で金利をつけるというふうな形に整理をいたしましたので、資金シフトの問題は実質的になくなってきたというふうな思っております。そういう意味では、いわゆる資金シフトを契機として指摘されました定額貯金の商品性の見直し問題というのは実質的に解決をしたというふうに私たちは思っているところでございませう。

ちなみに、個人貯蓄におきまして、貯蓄広報中央委員会調査をされたものがございませうが、これによりまして、いわゆる貯蓄の目的の中で、病気だとか災害といった不時の備えという目的が最もダントツで大きな理由になっているわけでございませう。やはり個人の預金というものを考えますと、流動性ということが大変大事な、いづれお金が必要になるかわからないということにございませうので、この流動性を確保するというのが大変重要な問題でございませう。

同時にまた、個人の預金というのは比較的長期に滞留するという、流動性があっても滞留するという傾向があるものですから、したがって金利

もそれに見合った金利をおつけしていくというふうなことも必要だということ、いわゆる収益性という流動性と収益性を兼ね備えたような形で商品としての個人の利用される方には最もフィットしたものであるということでございます。

そういった意味からいいますと、現在の定額貯金はそういった性格を兼ね備えているというふうなことでございまして、個人の皆さんにとつては最も利用しやすい商品ではないかというふうに思っております。したがって、私がいまして、私どもといたしましてはこういった商品性は今後とも守っていく努力をしてみたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○三重野榮子君 私は、民業を敵に回すとか官業に味方をするとかそういうことよりも、先ほど川橋議員の質問にもありましたけれども、民業は民業なりに、官業は官業なりのやはり目標を持って今までも実績が積み重ねられてきたというふうな思ふわけでございます。

ところが、この定額貯金のことになりますと、民業だつてできるのにやらない方が悪いんじゃないかというように議論の中にも出たりするわけでございまして、やはりそれぞれが民業は民業なりに官業は官業なりにすぐれた商品を開発していく、そこで自由競争が行われながら国民の利益になるというように今後も続けていたいただきたいと思ひますし、特にこの定額貯金につきましては国民の利用者の期待も大変多うございまして、ぜひ前進するように、継続されていきますように御努力をお願いしたいところでございます。

ところで、病気とか災害の問題がございましたけれども、年をとつて高齢化社会になりますと一層このことが気になるところでございます。人口学者の推計によりますと、我が国は世界に類しないほど早く高齢化社会がやってくるということでございまして、高齢化社会のことは口では言うけれども実際どういふことになるのかということが

全く想像がつかない状況でございます。そういうことを見ながら、政府は、一方では生活大國で豊かにする政策を提起しておりますけれども、一方ではやはり自助努力が大切なんだよということ、介護の問題についても家庭介護ということの方向を目指しているように見えます。

そういったしますと、医療の問題やあるいは介護の問題につきましても自助努力というのが大変大きな位置を占めてくるというふうに思ひますが、この前、生活保護の御夫婦が生活保護費の中から積み立てたものがいろいろ裁判になった、結果としては御存じのような状況になりましたんで、すけれども、それほどやはり人々は自助努力をやつていきたい、自立しなければならぬというふうな考えを私思ひています。

その中で、豊かな老後というのは、一方では福祉政策の充実が必要でありますけれども、一方では蓄えながら、あるいは保険に入りながら自助努力をしていきたいというその願ひを実現するために、郵便貯金並びに郵便貯金事業の果たす役割と、いふのは大変大きなものであらうというふうに思ふわけで。

先ほど局長もお話しございましたけれども、全国津々浦々、過疎の山間僻地とか農村とか離島とか、そういうところで高齢を迎える人々に対して、積極的な商品の開発によつてそういう人々に支援をしていただきたいというふうに思ふわけでございまして、この郵便事業のあり方について今後の郵政省の考え方を、大変何度も何度もございまして、違った角度からでも御説明いただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(山口憲美君) お話しのとおり、我が国では、私も調べたところでは二十世紀早々には世界一の高齢国になるというふうなことでございまして、二〇二〇年には国民四人に一人が六十五歳以上の高齢者となる。現在は八人に一人だそうでございますが、いずれにいたしましても高齢化社会がかなり早いテンポで到来するといふうなことが言われておりまして、平均寿命も年々

延びているというふうなことでございまして。

そこで、こうした長寿社会の進展に対応するために郵便貯金につきましてもいろいろ考えていかなくないといけないこととございまして。ちなみに、先ほどお話し申し上げました貯蓄広報中央委員会の貯蓄と消費に関する世論調査という中で貯蓄の動機を見ておるわけですが、これによりまして、老後の生活費という点に対する貯蓄目的というのが非常に高くなつてきているというふうなことでございまして。平成四年には第二位の地位を占めていたというところとございまして、かつては子どもの教育費とかそういったものが高かつたわけですが、今では老後の生活費なんかの方が高くなつてきているというふうな状況のようでございます。

こういった現状を踏まえまして私どもとしては、一つは現在老後の生活を送つておられる人に対する生活の支援、それから、これから老後を迎える人に対して不安のない老後生活の確立のための自助努力の支援というふうな、そういった施策といふものが考えられるのかなというふうに考えているところでございまして。

こういった二つの観点に立つて私どもとして、いわゆる自助努力ということに対してお役に立てればというところと、いろいろな施策を展開しているところとございまして、今般の法律改正におきましても、老後のための財形年金郵便貯金に対する預入限度額の引き上げというふうなものは、そういった考え方の中から御審議をお願いしているところでございまして。

また、平成五年度の予算におきまして、先ほどもお話ししましたけれどもセカンドライフ貯金というふうな形で、国民一人一人の皆さん方がかなりいろいろなタイプのセカンドライフを送られるといふことで、そういったタイプに合わせたサービスを提供するといふふうな形から、預金者の受け取りの時期でありますとか期間あるいは金額、そういったものを選択できるような新しい預金の払い

戻し方というふうなものを持つた貯金というふうなものも昨年は提案をさせていただいたというふうなことでございまして。

いずれにいたしましても、生活大國五カ年計画の中で長寿福祉社会の構築というふうなことが目標とされておりますので、国民の自助努力を支援するといふふうな立場から郵便貯金としてもできる限りのことをしていきたいというふうに考えているところでございまして。

○三重野榮子君 高齢化社会でどういふ住宅に住みたいかということで、特に家庭介護といひますと、自宅というふうな介護してもらつたためにはどういふ住宅がいいだろうかということ、国民生活調査会で先々週になるでしようが積水ハウスのモデル住宅を見に参りました。その建物は、私どもが目標としておりますといひましようか、高齢化社会はこうあるべきではないかと思ふような、スウェーデンの施設に劣らないすぐれた積水ハウスのモデルハウスでございました。

それが何と一坪百三十万円です。一坪です。そして夫婦で生活するようになっておりました。三十坪の施設でございましたけれども、私どもに見いて、みんな、うわあ、これは全然手が届かないねと。建てるだけでそれだけの毎月お金が要るだらうかといふほどでございましたけれども、大変充実したモデルハウスでございました。

そういうところから見ても、この財形郵便貯金の預入限度額が住宅財形で五百五十万といふのは、もう生まれたときからやつていかなうか、大変ほど遠いような状況でないかと思ふわけで。そういたしますと、高齢化社会に向けて商品のあり方というの、これからは積極的に考えていただきたいということを申し上げたいと思ふわけでございまして。

そこで、先ほども障害者に対する施策の問題がございました。障害者といひますと、一般的に私どもは身体に障害がある方というふうなことを思つておりましたが、高齢者もほとんど障害者の

中に入っていくわけでございます。そういう状況の中で、いわゆる社会的弱者の救済への措置というものは、郵便貯金が今まで個人個人の小さな積み立てでやってまいりました支援と同じように、社会的弱者に配慮した福祉的なサービスというのが大変これからは必要ではなからうかと思うわけでございます。

点字によるサービス内容の通知とか、年金配達サービスというの今既に行われているというふうな伺いました。先ほどのように聞かせる問題もあるかと思いますが、郵便貯金に携わっておられる外務の方々もこういうお手伝いをされている、声は聞こえなくても、ほかの人には聞こえないかも知れないけれども、その担当者、郵便貯金を業務としている方から直接聞くということになれば、その聞く方も安心ではなからうかと思ったりするわけでございます。

郵便の方ではふれあいサービスなどが既に全国でだんだん多くなっているようにございますけれども、そういう点の福祉サービスというのは、該当者だけを知っているということではなくて、より広くこのことをだれでも知っている、ああ郵便局というのはこういうこともやっているんだというところが広く知られることが結局障害者の皆さんも活用しやすくなるのではないかとこのように思っていますので、現在進められております福祉サービスの面と、それから今後というふうなやっていきたいかという面と、それからそれはどういうふうなPRしていくかということについてお伺いしたい。先ほどの部分に加えてお伺いできたら幸いです。

○政府委員(山口憲美君) 為替貯金事業は国のサービスの基幹ということでございまして、御指摘のような社会福祉にも十分配慮していかなきゃならないというふうに考えております。例えて御説明させていただきますと、社会福祉事業に対する寄附金の送金にしまして郵便振替の払込料金を免除するとか、あるいは被災者の救済のための寄附金の送金につきまして郵便振替の払込料金を

免除する、あるいは年金配達サービス、あるいはATM、CDの点字表示、あるいは点字による郵便貯金内容の通知、点字キャッシュカードの発行等各種のサービスをこれまでやってきています。

ちなみに、今申しましたものをもうちょっと御説明させていただきますと、社会福祉事業に対する寄附金の送金における郵便振替の払込料金の免除でございますけれども、これは、共同募金会でありましてあるいは日本赤十字社等の社会福祉の増進を目的とする団体に対して寄附金を送金する場合に、この郵便振替の払込及び振替料金を免除するというふうなものでございまして、昭和六十二年から実施しているものでございます。

それからまた、被災者救済のための寄附金の送金に対する郵便振替の払込料金の免除につきましては、天災その他非常の災害があった場合に、地方公共団体あるいは共同募金会、日本赤十字社等へ寄附金を送金するために郵便振替の払い込みでありますとか振替の料金を免除するというふうなもので、これはもう昭和四十年から実施しているものでございます。

ちなみに、雲仙岳噴火の被災者の救済、救援につきましまして実績を申し上げさせていただきますと、平成三年の六月にこの取り扱いを開始いたしましたので、五年の四月末現在で三十五万一千件、四十億九千万円ほどになっております。

それから年金配達サービスにつきましては、いわゆるひとり暮らし等で高齢等のために郵便局に出向くことができないという方々に対して年金でありますとか恩給を自宅までお届けするサービスでございます。これは平成三年の四月から始めさせていただいているというものでございます。

それから目の不自由な方に対するサービスにつきましては、ATM、CDの利用につきまして、点字による預払い金額の表示を五十九年から実施、そしてまた、音声合成による預払い金額等の確認を昭和六十年から実施しているところでござい

ます。

それから点字により郵便貯金内容を通知するサービスといたしまして、定期それから定期郵便貯金の預入れ時の契約内容をお知らせするサービスを昭和五十九年から、それから毎月月末に通常郵便貯金の取り扱い内容をお知らせするサービスを六十一年から、それからさらに定期、定期郵便貯金の満期をお知らせするサービスを平成二年からそれぞれ点字によって実施をしているところでございます。

それからまた、点字による郵便貯金のキャッシュカードというふうなものにつきましても五十九年から御利用いただいているというふうなことでございます。いずれにいたしましても、これは福祉というふうな観点から現在行っているものでございまして、いろいろ皆様方の御要望等を受けながら、さらに内容の充実を努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、このPRをどうするかということでございますが、これはこの福祉の関係だけでございまして、今回私ども大変反省しておりますのは、為替貯金の制度でありまして役割というふうなことにございましていろいろ誤解があるとか十分に御理解いただけないということがかなりわかりました。それからまた、皆さん方に大変御支援をいただきながら商品・サービスについても新しいものをつくっておりますけれども、それらはどうしても十分に御利用いただけてない。これらはどうしてかというふうなことを考えますと、御指摘ございましたように、私どものこの周知活動というものが十分でなかったんじゃないかということとを非常に反省しているわけでございます。

そういった意味で、点字によるサービスの内容の通知でありますとか年金配達サービス等につきまして、郵便局の窓口でありますとか、あるいは外務員が訪問した際にいろいろお知らせしたり、あるいはまた業務案内紙によって周知をしているというふうな形で努めているつもりでございまして、さらにもう少しきめ細かいこの周知

の徹底を図っていく必要があるのではないかと。

例えば、民生委員の方でありますとかあるいは社会福祉施設というふうなものを通じまして、その該当される方々にサービスの内容の周知が行き届くような、そういうきめ細かい配慮というふうな形でPRをしていく必要があるかなというふうなことを今いろいろみんなで研究しているところでございます。

○三野野榮子君 今細かく伺いまして、私もああそういうことがあったかと思うほどでございまして、私の不注意の面もあるかと思いますが、広く皆さんに知らせる方法、今申されましたような方法も含めましてぜひ活発にやっていただきたいというふうに思います。

金融問題につきまして最後に質問をさせていただきたいと思っております。金融自由化の進展というのは、今回の法改正案のように金融自由化対策資金の運用範囲の拡大というのがあるわけですが、それは言いながら、一方で利ざやの縮小があり、そして金利リスクの増大というのがあるわけでございますので、経営環境というのはいくら一段と厳しさが強まってくるだろうというふうな考えられます。

こうした中で、民衆圧迫論を受けながら、集めた資金をいかに有利に運用するかというのは郵便貯金に期待と将来の生活設計を預けた者にとつては大変大きな関心事でございます。郵政省はこれらの多くの皆さんの期待の声に対してどのように対応していくのか、お伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(山口憲美君) 委員御指摘のとおり、金融自由化の進展に伴いまして郵便貯金を取り巻く経営環境というのは非常に厳しくなるといふふうに私も考えているところでございます。こうした経営環境に的確に対応していくためには、まずその運用という問題につきましまして配慮をいかなきゃならないということだろうと思っております。申し上げるまでもなく、この郵便貯金につきましましては公的分野に対して長期、安定、低利の資金

を供給するという役割が一つあるわけでございませうけれども、そういった役割を果たしつつなお事業の健全な経営を確保するといふふうな観点から、この預託利率につきまして、市場金利を反映するといふふうな形で既に制度的な整備が図られてきていふところでございますが、さらに私どもに自主運用といふふうな形で、市場で郵便貯金の資金の一部を有利に運用させていただくような道が開かれておりますので、この内容の充実を図っていくということが特に大事なことになるかというふうに思っております。

必要にして十分な新規運用額を確保するといふふうなことはもちろんであります。運用対象の多様化を図るといふふうな形を通じて、リスクの管理に十分に配慮しつつも有利で確実な運用といふふうなものを図っていくといふふうなことに配慮していかないといけないこととございまして、今回C/Pを加えさせていただいているというのもそういった運用対象の多様化という考え方の一つとして加えさせていただいているものでございまして、預金者の皆さん方に対して、健全経営を確保する一助という形でメリットのあるものといふふうなことを考えている次第でございます。

○三重野栄子君 C/Pの問題につきましては、発行企業は上位の格付を取得している優良企業といふふうな要件がございまして、すなわち、今度のパブルの問題で優良企業と思っていたところが大変なことをしたということもありまして、そういう点も含めまして、ぜひともリスクがないように頑張っていたきたいといふふうな思ふわけでございまして。

最後に、国際ポランティアの現状につきましてお伺いしたいと思っております。

湾岸戦争以来、PKO法案の審議がありました。あるいはまた、今もカンボジアの選挙の問題で、とにかく国際貢献のあり方というものはもうお茶の間でもどこでも議論をされるというふうな状況になっております。そういう意味で、そういう状況の中で国際ポランティア貯金につきましても

大変関心が深いところでございまして、特に草の根の目に見える国際貢献ということで好評でございます。

ところで、取り扱いを開始されて三年目になるわけでございまして、最近の進捗状況と、できれば国別配分、簡単に結構でございますが、その活用状況など大要をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(山口憲美君) 国際ポランティア貯金につきましては、大変皆様方から御支援をいただきまして順調に推移をしているということでございます。平成三年一月から取り扱いを開始したわけでございまして、本年の四月末の累計で一千九十五万人の皆様方に御加入いただいているというところでございます。そしてまた、平成四年度の寄附金につきましては約二十四億円をいただいているところでございます。

こういったことは、国民の皆様方の国際貢献に対する理解と関心の高さのあらわれであるといふふうなことでございまして、今後とも一層の定着に向けて周知の施策を行う、あるいは成果を的確にお知らせする等してさらに国民の皆様方の御支持をいただけるように努めてまいりたいといふふうなところでございまして。

そこで、お尋ねの国別の配分状況はどうなっているかということでございますが、まず、平成四年度の寄附金につきましては一般援助と緊急援助と二つに分けて実施をいたしました。一般援助につきましては百八十五団体、二百五十の事業に総額二十三億二千六百万円を配分したし、それから緊急援助といたしまして、ソマリアの内戦による被災民に対しまして食糧や医療援助を行うということで四団体、四事業に二億七千万円の配分をしているところでございます。

そこで、国別の配分状況でございますが、アジア地域が何としても最も多いところでございまして、フィリピン、タイ、カンボジア等の十九カ国に十六億六百万円ほど配分し、それからまた、アフリカ地域に対しまして十一カ国で約四億円、それから中

南米地域八カ国に九千三百万円といふふうな形になっておりまして、全体で四十九カ国で現在この資金が使われているといふふうなことでございます。

特に、一般援助についてその内容を見てみますと、貧困や災害に苦しんでいる人々のための医療、保健衛生指導、それから教育関係を中心としたものでございまして、さらに自立を促すための職業訓練でありますとか農業等の技術指導、それから環境保全対策、それから食糧援助、こういった分野に主として配分されているといふふうなことでございます。

○三重野栄子君 郵政省が発行されました平成四年度国際ポランティア貯金レポート、これですけれども、これによりまして、平成三年度配分金の使途につきまして、寄附金が有効に活用されているかどうかということについては書面監査とかあるいは実地監査の実態調査を行ったといふふうな述べられております。

私は五月初めにネパールの大使館にお伺いをしたわけでございまして、そのときの感想でございますが、大使館と国際ポランティア貯金を受けて活動しておられる現地のNGOとの連携というものは十分になっているのだからかということを感じたわけですが、これは私の感じでございます。

実態調査の場合に、実地監査というのとは別がどのようにどういう方向で行われているのだからか。これは大使館がそのNGOの活動を監視するとか指導するとかそういう意味ではございまして、食糧、本場にネパールで感じたんですけれども、食べるものも獲るところも日本とは全然感じが違う。言うならば、この表紙にあるような格好の人たちと一緒に仕事をしておられるわけでございまして、やはり大使館の皆さんとNGOと随分連携が深められればその方々も安心して活動ができるであらうし、これからの発展していくのであろうし、これからの発展に立ちまして、この国際ポランティア貯金が配分される先と大使館とはどのような関係でいられるのだからかということ

とを、ネパールがどうということだけじゃありませんが、全体的にどうだろうかということをお尋ねしたいと思っております。

この中に、外務省を通じて公館と照会というふうなことを、照らし合わせるというふうなことが、そういうふうなことになるというふうなことが、あるいはたまにはそこに行つて、忙しいでしょうからそれはいいけれども、何かそういう温かい関係があった方がいいのではないかと、いふふうなことを思いましたので、その点について実態をお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) ポランティア貯金とそれから大使館と申しますか外務省との関係についてちょっと御説明させていただきますと、このポランティア貯金の寄附金の配分を受けて実施する事業につきましては団体から申請をいただく、その申請をいただいたときに外務省に申請団体名、申請内容、実施地域といった資料をお示しいたしまして、該当する国で事業を実施する上での問題点がないかどうか、あるいは邦人の安全が保たれているかどうかといふふうなことに照会をいたしております。そして、外務省では在外公館に照会する等して、その申請案件が配分するのに適する団体かどうか、あるいは有効な事業かどうかといふふうな点について意見を述べるといふことで、両省で事前に協議をして配分を決定しているというところでございます。

そしてまた、この配分が決定された時点では、外務省を通じて在外公館に当該国で活動する団体名、事業内容、実施地域等について通知をいたしまして、事業が円滑に行えるよう協力を要請いたしております。それからまた、随時在外公館とは外務省を通じていふような情報も交換をするといふふうな形になっているところでございます。

今先生から御指摘のケースで、その実が十分に上がつていないといふふうな御指摘かなというふうにおっしゃいますけれども、まだ始まったばかりで各国同じような形にはなつておられないのかもしれない

れません。いずれにいたしましても、お話しの際の必要性ということも十分にわかっておりますので、さらに実の上がるような形に外務省とも連携を考えてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○三重野榮子君 余り外務省にきつく言わないでください。私もたまたま初めての経験でそういうところを知ったわけでございまして、全貌を知っているわけでもございません。ただ、両方が支え合っていたらいいではないか、貯金をなさった方も有効なところに行っているということで安心されるのではないかと意味で申し上げましたので、これからは有効になることを願って御連絡なり御指導方をお願いしたいというふうに思います。

いろいろ質問させていただきましたけれども、金融自由化が進展する中で、情報収集力、交渉力が弱い立場にあるそれぞれ個人の預金者の利益保護というのはこれからますます重要な課題でございまして、専ら個人の非営利の金融機関である郵便貯金が今後ますます充実されていくことを期待しているところでございます。今後とも国営の金融機関として個人預金者の利益の増進のために努力していただきますことを強く要望いたします。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(野別隆俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(野別隆俊君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川一夫君 午前中、法改正案の内容を軸にして御質問させていただきました。それを受けて、

法案自体の問題もございしますが、これからの郵貯事業というものがどう展開されていくのか、そのことにウエイトを置きながら質問させていただきます。

まず最初に、大臣、私もいろんな検討をしておりますが、先ほど気がついたんですが、そういう意味では通告抜きなんですけれども、ちょっと伺いたい点があるんです。もともと常任委員会での議論のやりとりというのは、衆議院の選挙改正特別委員会じゃないけれども、ああいうやりとりが一番私はいいものだと思うんですよ。だから大臣も、通告ないならしないで、そんなもの答えられるかという突っ返すなら突っ返してもいいんですが、そういうやりとりは大臣おなれになつていらっしゃるから余り失礼にならないだろうというのを前提に置まして、私これはある意味では大変なことだというふうに実は思っておりますので問題をちょっと提起したいと思うんです。

それは、日本の法律というものはたくさんございしますが、その条文の中に国民大衆という表現を使つた法律があると思ひますが、それともないと思ひますか、どちらですかということを実は大臣にお聞きしたいんです。

○国務大臣(小泉純一郎君) 中にはあるんじゃないでしょうか。ちよつと具体的にわかりませんが、調べてないものですから。

○及川一夫君 実は正直言つて私もそういう表現というのはないというふうに思つておつたわけですよ。ところが、ないと思うと、郵政大臣が言われるからおかしいなというふうに実はなるんです。実際問題、今度の法律の改正されたところではない現状の中でうたわれておるんです。それはこの第十二条です。第十二条の第二項をちよつと局長、大臣に見せてやってください。

第十二条の二項に、「前項の政令」云々から始まつて、中ごろになりますと、「経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、」と、こうあるんですよ。

これはいつごろこんなふうになったのかなというのを調べさせていただきますと、昭和三十八年六月七日、参議院の本会議、郵貯法第十二条の改正趣旨説明の中で大臣もそう申されているわけです。

これは余り法律上はなじみがない表現じゃないかなと思つて、他の法律にはあるかないかということも調べてみますと、住宅金融公庫法に「国民大衆が健康で文化的な生活を営む」、「こういうふうに実是有りまして、さらには沖縄振興開発金融公庫法、ここにも「沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者」云々、こう書いてあるわけです。これ法律なんです。

ですから、そんなにあちこちで使われている法律上の表現ではないということになると、やはり特別の思いを含めて条文整理をしているんじゃないかというふうに、会議録を全部調べてやる暇はなかったんですけども、僕はそういうことがやっぱり意図されているんじゃないかというふうに思ふんです。

そうしますと、この郵貯法というの、国民大衆という言葉を使っている限り、かなり国民のもの、午前中の山口貯金局長の説明にもやつぱり個々の国民というか、しかも法人じゃない個人という、極めて零細なというような意味合いを含めた答弁もございました。そういう人たちの金融制度というふうに僕は位置づけることができるんじゃないかというふうに思ふんです。

ですから、銀行筋が郵貯をとらえてさまざまな問題を提起してくるけれども、一体ああいう物の見方、提案の中には、国民大衆というものを踏まえた制度ということも前提にした、またそういう思想を正確にとらえて物を言っているのかなとか、かなというところを実は先ほど何となく気がついたわけなんです。

ですから、今私が知っている限りでは三つの法律にしかない国民大衆という言葉、その三つの法律の中の一つ、郵貯法にそういうことが言葉として

存在するということは、かなり郵貯という問題については、いわば形を変えて言えば、国営ということがそういう意味でも使われ、また位置づけられているんじゃないか、こんなふうに考えるんです。

したがって、そういうことに前提を置いて郵貯制度というものを直すなら見直す、問題提起をするなら問題提起をしていく、改めるなら改めていくという発想法がないとこの法律の趣旨を生かすことができない、こんなふうに思ふんですが、大臣いかがですか。率直なところいいですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 我々政治家としては何げなくいいますか、よく国民大衆という言葉を使いますが、今この郵貯法にもあるということ、まさに郵貯が個人専門、全国津々浦々、そして少額の貯蓄手段の提供、びつたりじゃないかなというふうに感じておりますし、それだけ全国大衆から信頼され愛着を持たれていることなんだと、そういうふうに私は理解しております。

○及川一夫君 何げなしに答弁を聞いていればそのとおりなんだけれども、やつぱりそこには、運用する立場というものをしっかり踏まえた上でお互い議論をしていかなければならぬ問題だということに思ひます。郵政大臣としては当然のことだし、同時にまた政治家としても、法律によって我々も日本の社会全体を見渡していく、そして問題点をとらえていくという立場からいっても、この言葉の意味するものをしっかり踏まえた上で私は議論すべきだと思つておりますから、ぜひ大臣にもそういう立場を踏まえて対応していただきたいというところを要請しておきたいと思ひます。

次の問題として、昨年の十二月二十五日、大蔵、郵政両省で金利問題というのでしようか、金利の自由化問題にかかわつて合意文書が実はできております。その内容は言わずもなですが、金利の自由化に郵貯はどう対応するのか、市場金利との関係なんかを含めてどのように対応するかということは大蔵、郵政両省で合意をしているわけですが、こういう合意文書というのは端的に言つて今

後もあるのでしょうかということをまずお聞きしたい。

○政府委員(山口憲美君) 御質問の意味がちょっとあれなんです、誤解していたらお許しください。今回こういう合意をいたしたけれども、この合意が機能している限りはこの合意でいくということでごさいます、さらにこの上に合意を加えるというふうなことは今のところ考えておりません。

○及川一夫君 いや、これまでの制度という意味では、大蔵省と協議をしたり、あるいはまた関係する省とも協議をしながら、こう運営していくということを決められることは当然といえ、当然だろうと思うんですね。この合意文書の最後の方に、この目的にそぐわないような、合意文書にそぐわないような事態が出たら見直しの協議をしようよということも一方あるものですから、そういう事態になったら協議がされるんだというふうに思いますが、今回の法律の提案は、金利の自由化に対して素早く対応しなければいけない、そのための法整備であるというふうなことにまた素直に受けとめると、やはり郵政大臣の判断が敏速に行われるような環境をつくるということは事の次第だと思ふんですね。

だから、今までのように、悪い意味で言うんじやないが、一々大蔵と協議をしなれば利率が決まっていけないということでは、金利の自由化は競争なんです、競争に勝つことができるかどうかというふうなこともなつていくんじゃないかなというふうな私は感ずるんですよ。ですから実際の運用の問題、運営の問題ということになるんじやないが、これまでと同じように大蔵との協議というものが、こういう合意文書をつくるような行為というものがこれからは想定されるんじやないか、またそのことを前提にした今回の自由化に対応する法律の改正なのか、どちらなんだということをお伺いしたいんです。

○政府委員(山口憲美君) 今回、郵便貯金法の改正をお願いしておりますのは、その中の一つに定

額貯金の金利の自由化ということがございます、この自由化の具体的な内容としたしましては、郵政大臣がもろもろの条件を勘案いたしまして金利を決定する、こういうことになるわけでごさいます。そこで、そういう場合に考慮すべきものとしてどんなことが必要かということについて大蔵省と一定の整理をしたというのが今回のものでございます。

この合意に基づきまして、郵政大臣が主体的に金利決定を行うということになりまして、現実にも、第一月曜日と第三月曜日にこの金利を機動的、弾力的に決定をしていくということでごさいます。従来のように、公定歩合が改定されるときに関係省庁と協議をし、あるいは郵政審議会の議を経て決めるというふうな手続から機動的、弾力的に決められる形に変わるといふことで、金利決定の際に個々大蔵省と相談をするというふうなことはなくなるものでございます。

○及川一夫君 いや、僕の質問に答えてない。そういう心配があるのかないのか。つまり、敏速に対応できるように法整備をしようとしてるのに、一々大蔵省と相談をしなればできないというところが仮にあるとすれば、敏速対応はできないんじゃないか、そういう心配はないのか、そういうことはちゃんと法律上整理をされた上での提案なのかということをお聞いているんじゃないんです。

○政府委員(山口憲美君) 自由化してきた場合の金利の個々の決定につきましては、一々大蔵省と相談をすることなく自由に決められるということでごさいます。ただ、貯金法の中には法律で定められたもの、あるいは政令で定められているもの、あるいは予算にかかわるもの等々もございますので、当然にそれらの部分については従来同様関係省庁とお話をさせていただくということになろうかと存じます。

○及川一夫君 この合意文書の中には官民の資金シフトのトータルバランスに実効が上がらぬ場合、こうありますね。上がらぬ場合というのは一

体どういうことを言うのかというふうに思うんですが、大蔵省、これはどういう意味ですか。

○説明員(小泉龍司君) 今回の合意は、金利の自由化という措置に実効性を持たせるために、郵便貯金の金利も民間の金利を見て決めていただく、これを合意したわけでごさいます。これがうまくいきますと官から民に、あるいは民から官に、ある短期間に、この定義はなかなか難しいわけでごさいますけれども、短期間あるいは一定の期間継続して大きな資金が移動するということが生じ得ます。こうなりますと、民間の金利を自由化しても資金の需給バランスで適正な金利を決めるといふことが難しくなりますので、その場合にはこの合意をもう一度見直そう、こういう趣旨でございます。

○及川一夫君 まあ趣旨はそこにあるんでしようが、そのトータルバランスの実効が上がらないという内容は一体どういうことなんでしょうか。

○説明員(小泉龍司君) 郵政省との合意の中に、日々、まあ日々は難しいと思ひますけれども、定期的に両省が、大蔵省であれば民間金融機関の資金の状況、郵政省であれば郵便貯金の資金の状況、これを計数で交換いたしましたその都度、これは民間の金融商品全体でございますけれども、その資金の適正な配分、つまりマーケットが有効に機能しているかどうかということ計数面でチェックしていくこと。これは一つ一つが経験則の積み重ねになると思ひます。現時点で具体的な実績値に基づいた実績分析というものはできておりません。経験則の積み重ねになると思ひますが、金融の世界全体を両省が見渡しまして、マーケットが機能しているかどうか、こういう判定を計数をもつてチェックしていきたい。これは郵政省と緊密に連絡をとることを合意させていただいております。

○及川一夫君 そうすると、今現在トータルバランスはよろしいという判断でおりますか。

○説明員(小泉龍司君) これはなかなか難しい御質問でありますけれども、これまでは規制金利の

もとにおきまして一定のルールがございました。定期貯金の三年目以降の利率は民間の二年の既成定期預金と同じにするんだ、このルールのもとで定期貯金が運用され、それが郵貯の大宗を占めてきたわけでごさいます。しかし、その結果として郵貯のシェアが徐々に高まっていく、これは長い歴史を考へてみましても今の水準というのはかなり高い水準だと思ひておりました、今の水準が適正だと考へることは難しいわけですが、少なくとも傾向としては増加傾向をたどってきております。

しかし、これは規制金利のもとにおける官と民の状況でございまして、今後は、民間も完全自由化する、定期貯金も完全自由化しまして今度の合意のもとで動かしていけば、必ずや適正バランスというものは、数字で明示することは難しいわけですが、適正バランスというものは確保できる可能性が大にあるというふうな考へております。

○及川一夫君 いや、数字で示さないことには理解できないわけですよ。それでトータルバランス論を示すことは難しい、それでトータルバランス論をいいたか悪いかやっているとこのほうはもうわからないです。ある程度の数字というものがあつて、多少の出入りとはともかくとして、こういう割合だということの合意というものがなければ争いは絶えないわけですよ。

そういう意味で郵貯とその他民間銀行の皆さんのトータルを整理してみますと、昭和五十六年では郵貯の占める割合が三〇・一%という数字が示されておつて、それで平成三年のを見ても三〇・八、中間的に見れば二九などというものもあるし三二・一などというものもある。しかしこれにはみんなわかりきった事情がついてる。だから、おおむね三〇%というものが郵貯が持つてゐる資金の割合、こういうふうな歴年ずつと見て大体そうなつていくわけですよ。

これが現状だということになれば、その上に立つてトータルバランスの問題を論議して金利の

決め方も合意をされたということになれば、現状、実態というものはそういった点では問題はないんだという理解になるんですよ、僕から言ええ。それではやっぱりだめなんですか。

○説明員(小泉龍司君) 適正な郵貯のシェアにつきましてはいろいろな角度からも検討が必要だと思います。例えば外国の例あるいは日本の郵貯の歴史、こういったものを考え、あるいは現在の金融経済情勢、金融システムのあり方、いろいろな観点から検討することが必要だと思います。

ただ、一つの歴史的な事実として申し上げれば、明治二十年代に郵便貯金制度を政府が国策として育てようということをやりましたときに、郵貯金利を非常に高くつけました。あつという間に郵貯のシェアは約三割、これはいろいろな統計のとり方がございますから今の数字と比べて高いか低いかを正確に比較することは難しいわけですが、しかし、かなり大きなピークを迎えたわけですね。しかし、これはどうもやり過ぎである、郵貯が肥大化し過ぎたということから金利を政府は政策的に引き下げまして、急速に郵貯のシェアは低下したわけでございます。

こういう一つ一つの事実の検証を積み重ねていって、今の水準が適正かどうかということは郵政省との間でも引き続き議論を続けていきたいというふうに思っております。

○及川一夫君 くだいシェアの議論というのは、郵貯対民間銀行ということであるべきかどうかということも私は基本的には疑問があるんですよ。例えば、個人の貯蓄残高が八百八兆円もあります。それで個人の預金残高というのが五百三兆円ある。そして郵便貯金はその中で百五十六兆円である。こういう数字なんかを当てはめていきますと、確かに民間対郵貯という意味合いだけでとらえれば三〇対七〇になる。しかし、日本の経済、産業のいろんな流通しているものを全部含めて考えたり、あるいはマネーサプライとの問題なども含めて考えていくと、果たして郵貯対民間銀行ということだけで考えることがいいのかどうか。

もちろん、郵貯の占める割合が三〇が四〇、四〇が五〇になるというようなことは、それは私は必ずしも肯定できません。ですから、大体僕らのイメージとして、民間も郵貯も自由化されるんだから今度は共存共栄を考えなきゃいかぬのじゃない。そういう点では余り利用者の前で相争うような、何かわけのわからぬ議論をするということには僕はよくないというふうに考えるので、現状の積み上げがずっとあるわけで、現状三〇対七〇なら、そのぐらいのところが大体郵貯対民間金融機関という面でのバランスなんだということに頭を入れながら、直すべきものは直す、行き過ぎはやめさせるというふうな発想に僕はしていきたいというふうに思っていますが、それを固定的にこうだというふうな何か反論ありますか。

○説明員(小泉龍司君) 金融自由化のもとにおきまして考慮すべき新しい一つの要素といえますのは、預金者の利益あるいは金融経済の効率化というものが最終的な目的ではあるわけですが、自由化によってマーケットにおける競争というものの金融をゆだねようという政策意図があるわけでございます。したがって、今おっしゃいましたように、マーケットに資源配分をゆだねようというそういう政策の流れの中では固定的なシェアというものを、適正なシェアというものを見出すことはなかなか難しいかもしれません。

御理解いただきたいのは、預金者の利益あるいは金融経済の効率化という大きな政策目的をマーケットを使って実現していく、それに郵便貯金も協力していただきたい、こういうことをお願いしているわけでございます。その先に適正配分の議論がさらに大きな検討課題として残るとは思いますが、そういう点を御理解いただきたいと思っております。

○及川一夫君 貯金局長ね、別に違いを求めるわけじゃないんですが、今のやりとりを聞いていて、郵貯を施行している立場から見ると特別に問題を感じません。

○政府委員(山口憲義君) 今回の自由化に当たり

まして私どもが基本的に考えておりますのは、先ほど先生からも御指摘がありましたけれども、郵便貯金は長い目で見ますと三〇%のシェアというのがずっと続いているわけでございます。私どももいたしましてもうこういった状況というものを、著しくこれがふえるとか減るとかというふうな形は必ずそこに不自然なものが伴うということになるわけですから好ましくないということで、こういった形のものが安定的に推移するようにということが望ましいことではないかというふうに考えます。

ただ、平成二年、平成三年のときには確かに五兆円私どもの方が減ったり十一兆円ふえたりというふうなことがございました。こういう一時的なシフトというのは郵便貯金の立場からしても決して望ましいことではないということから、こういった事態というものは避けなければいけない。この原因としては、るる申し上げておるところでございますが、金利の不整合ということから起こっていることでございます。

今回の自由化の措置ではこういうことはまず起こらないだろうというふうに私どもは思っておりますが、しかしながら、そういった一時的な資金シフトというふうなことが起こらないようにということも十分配慮していこうということはこの措置をとったものでございまして、今回の合意というのは、自由化に伴いまして、自由化のメリットが郵便貯金の預金者に及ぶように、しかもそれが大きく金融秩序を乱すというふうなことがないようという配慮をやっていくということでございます。

○及川一夫君 これから具体的にでてきたときにまた議論になるでしょうから、大蔵それから郵政省の考え方というのは、それぞれ何かを配慮しなきゃいかぬという前提に立っているいろいろな言われているというところはわかりました。したがって、この面ではこれから自由化に入りますとさまざまな問題が出てくると思しますので、私も注意はしておりますが、冒頭申し上げましたような、国民大

衆という言葉を使つての郵貯であるということをしつかり踏まえて対応してもらわなければいけない、こういうふうには実は思っているということを申し上げておきます。

これに関連して次に聞きたいのは、民間金融業界とか全銀行、全銀協ということですからこれは主体がはっきりしているが、民間金融業界というのはこれ何なんだろうと。新聞にもどこにいうふうに書いてない。業界という言い方。全銀協はしつかり写真入りで出てきたからそれはそれなりに理解できるんですが、ここから意図しているとか発表されたという前提で新聞ではかなり郵貯の民営化という問題にお触れになっておるんですよ。非常に私は疑問を持って、どこなんだと聞いてもよくわからぬという。そんなばかな話は僕はないと思うんだけど、大蔵省に聞きたいのは、金融業界というふうな言った場合にはどこを指すんですか。

○説明員(小泉龍司君) 御指摘の新聞記事に關しましては、この記事を改めて読み直しまして、どこでどういう検討をしているのかということ調べてみました。

民間の側として思い当たるのは、全銀協の中に事務局がございまして、その事務局の中の制度問題研究会という場におきまして、これはずっと昭和五十年代から継続して勉強しておるようでございますけれども、郵便貯金のあり方についての勉強を継続的に進めている、こういうことを申し上げておりました。

通常、民間金融業界という言葉がどこだれを指すのかという定義は明確ではありませんけれども、この記事に關します限りは、恐らく全銀協の議論を念頭に置いた記事ではないかと推測はしておりますけれども、明確な情報は入手しておりません。

○及川一夫君 この内容を見ましても、金融業界の方は「地域分割や三事業分離」ということが明確にこれは出ているし、それから全銀協の方は「郵貯、民営化含め抜本改革」ということで、要す

るに当面直ちにやらなければならない問題と経営形態の改革、こう二本立てでやってきているわけですね。

どこかでつながりがあることはわかるんだけれども、しかしどちらにしてもこれほどの発表をされるんなら、尋ねてみたところ、いやそんなものはまとめていませんとか、そういう返事が返ってくるような業界であつては僕は余りにも無責任じゃないかなという気がするんです。私はそういう程度の把握しかしていませんが、貯金局長、これは郵政ではどういふふうな受けとめておるんですか。

○政府委員(山口憲美君) このもの自体につきまして、私も金融業界から特に意見を求められたといふふうなこともございまして、これがどういふものなのかというところは承知をしておりますけれども、民間金融業界においても郵便貯金をめぐるいろいろな議論がある。そういう中でいろいろ勉強はされているといふふうなことを聞いておりますので、そういった一環のものではないかといふふうに見ております。

○及川一夫君 局長ね、それは一環のものであることは間違いないですよ。間違いないんだが、しかしこれだけの知れないものという結論になっているね、今は、だれが出したかわからぬと。そんなものは全銀協でまとめて出した覚えありませんという答えが返つてきているといふふうには僕は聞いていますので、あなたの方からね。

だから、そういうえたいの知れない形で、世論を引きつけるためか、いろいろな方法があると思うんですが、こういう世間万般に影響するような問題というのはもっと責任ある立場で堂々と発表して論議に臨んでもらわないと私は非常に困ると思うんですよ。それこそ国民大衆を惑わすといふことになりかねない。

特に、私たちはやっぱり通信委員ということが肩書としては言われていますから、集会や何かへ行くとそういう質問が来ますよ。そのときにえたいの知れないところから出たからあんなものは聞

係ないよと言ふわけには私はいかない。やっぱり出ていることに對して一つ何々二つ何々、反對な反對、この点はいいいというふうなことを実は言わざるを得ないわけですよ、個人の考えとしてね。ですから、えたいの知れないものだといふこととでどまつていふことについては、私は非常に問題があるといふふうな思つてはいるわけですよ。さらに大蔵に一つ聞きたいのは、この両方の案の中には財政投融資といふものをとらえての発言というのが一つもないんですよ。果たしてこれは国の政治として、政策として、まあ財政は大蔵省の所管ですから、物の考え方はあつても特段に責任を持たなきゃいかぬという立場ではないと思ふけれども、特に大蔵の場合には日本の経済運営そのものでしょう、財政は。どんなことを言つてみたつて。

そうすると、一体郵貯を民間化した場合に、財投という制度に必要な資金を民間企業から集める、そして今行つていふ財投の利率でもつて運用していく、同時にまた、補助金を出すといふようなことが一体制度としてできるんだらうかといふことを考えたりしますよな。

だから私は、余りにも民間銀行といふか金融といふか、そういう立場に立つた利益擁護のための何か手当てでしかないやうな気がする。やるなら、社会の一員であるんだから、今財投といふものはどう機能し、その資金はどこから流れていっているのか、入つていっているのかといふやうなことを考えた総合的な提案をしてもらわないと私は無責任だと思ふんですが、この点、大蔵はいかがですか。

○説明員(小泉龍司君) 全銀協でどういふ今検討をしておるのか、本当に正直に申し上げて詳細もあるいは骨子も全く伝わってきておりませんので、今の御質問に直接お答えすることは難しいわけでございますが、しかし一般論として申し上げれば、郵便貯金制度のあり方を議論するときに、財投制度とのかかり合いが全く議論の対象にならない、全く無関係だといふふうには考へることは

一般論としては難しいといふふうには思ひます。○及川一夫君 言葉は易しいけれども、それは日本の経済運営のそれこそ本質的な意味では改革にもつながつていく。とにかく建設国債にしろ、特例公債にしろ毎年毎年発行しないけれども、しかし累積としては大変な額があるわけ、そういうものは全然関係ない、日本経済運営に関係ないといふふうには私はならぬだらうと思ふし、当然郵便貯金の改革だつてその辺のことを含めた物の言ひ方、考え方を私はしなければならぬといふふうには率直に言つて思ふんですよ。

そこで、今までのいろいろな郵政と大蔵の議論もあるやうですけれども、問題は、合意文書をつくるまでには、できたのが昨年の十二月二十五日です。そして、さかのほつて三月にも一回論議をしたことがあるが、あのときにまとまらなかったのか、またならない理由は何かだったのかといふことについて貯金局長にお伺ひしたい。

○政府委員(山口憲美君) お尋ねの昨年三月段階でのお話でございますが、郵政省といつたしましては早期に定額貯金の金利自由化を実施したいといふことで大蔵省と協議をしてきたところでございまして、昨年の三月の段階と申しますのは、一つは平成三年の十一月に三百万円以上の定期預金につきまして完全金利自由化がなされたという状況がございまして、そしてまた平成四年の六月には、今度はMMCの方の最低預入金額が撤廃をされるといふやうなことが控えておりました。

そういうやうな形で、いわゆる金利の自由化が進展しておりましたその中途の段階にあつたといふことでございまして、そういったこともございまして、交渉の基盤といひますか、そういったものがしつかりしていかなかったといふやうなこともありまして成案を得るに至らなかつたといふことでございまして、定期性預金が本年度完全金利自由化されるというやうなことが背景にございまして、で、そういったことを受けて十二月によりやうに合意に至つた、こつちやうなことでございまして。

○及川一夫君 ちょっと要領を得ませんけれども、時間があれですから次に移らせてもらいます。今の郵便制度なんです、これは郵政省が勝手にひとりで決められる、また決めてきたといふものではないと私は思ふんですけれども、商品の問題にしろ、制度の問題にしろ、それから金利をどう決めるかという問題にしろ、今存在する商品のすべて、これについては例えば大蔵などとは協議をして、合意を得て、そして郵政審議会の審議もいただいて、その上で郵政大臣が発議をしたり、あるいはまたこの委員会にかけられて実施に移していくといふやうな措置が一つ一つなされてきたと思ふんですが、これは自由にはできないんですよ。

○政府委員(山口憲美君) 現在の郵便貯金制度につきましては、郵便貯金法第二条で「郵政大臣が、これを管理する。」といふふうな規定をされているわけでございますけれども、現実一つ一つにつきましても眺めてみますと、例えば提供する商品の種類、あるいは一人当たりの預け入れ限度額、あるいは資金運用対象といった事業の根幹にかかわる部分といふのは法律で全部決められているといふことでございまして、そういった法律の内容を決定するに当たりましては当然に政府内部での合意が必要でありますし、あるいは国会での議決も必要だといふやうなことでございまして、郵政省ひとりで決められるといふやうなものではございません。

それからまた、さらに定額郵便貯金の据置期間でありますとか定期郵便貯金の預け入れ期間、あるいは利率決定の際の市場金利の勘案方法、あるいは貸付限度額、期間、そういったものについては政令で規定されておまして、この決定に当たりましても政府内部での合意が必要だといふやうなことでございまして。

それからまた、当然のことでございますが、事業予算につきましても政府内部での合意を経て国会の議決をいただいていふやうなことでございまして。

ただいま申しましたような観点からいたしますと、郵便貯金法第二条で「郵政大臣が、これを管理する」というふうになっておりますけれども、いろんな関係の皆さん方の御了解をいただいてこういった制度が運営されているということでございます。

○及川一夫君 国営である以上それぞれの制約があるのはだれしもが認めているところだから、自由競争といつて一〇〇%民間的な体質を持つて競争するのとはしないのは大分私は違うと思うんですよ。だから、これからのかなり厳しい条件のもとで運営をしていかなければならないだろうなというふうに思うわけであります。

ところで次の問題として、無責任じゃないかということを言ってみても、提言は提言ですから、これは局長に尋ねるわけけれども、金銀協の郵便貯金見直し原案という形で、とりわけ早急に実施すべき具体的措置というのがありますよね。これに對してはどうお考えになるんですか。

○政府委員(山口憲美君) 御指摘の新聞に報道された金銀協の提言内容ということについて、この記事につきまして総括的に申し上げますと、いろいろな提言がなされておりますが、共通しているのはいわゆる郵便貯金抑制論というふうな立場ではないかというふうに考えております。こういった観点に立ちますと、国民・利用者の利益というふうな視点がやや欠けているのではないかなというふうに思うわけでございます。

現在金融界において問われておりますのは、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんがけれども、金融自由化の中において、いわゆる護送船団を早急に解体して競争を促進し、それぞれの金融機関が切磋琢磨をして国民預金者の利益向上に努力していくんだ、こういう方向を今目指しているんだらうと私も考えております。そういうことかいらいたしますと、本来的に郵便貯金につきましても、あるいは民間の金融機関につきましても、それぞれにもっと頑張れ、もっと大いに国民・利用者のために頑張れというふうな形で御議論が望

ましいのではないかとというふうに考えております。一方を抑制するというふうな御議論というのは、どうも国民・利用者の利益にはなかなか結びつかない御議論ではないかなというふうな感想を持っております。

○及川一夫君 一項から六項目までありますね。例えば預け入れ期間最長十年の短縮の問題であるとか、据置期間六カ月の延長問題であるとか、あるいは奨励手当の問題であるとか、限度額というものはいくつか以上ふやしてはならない問題であるとかそれぞれありますね。

午前中の質問に対する局長のお答えとしては、制度的に、内容的に充実をしていきたい、こういう意味に通ずるような答えをされているわけですね。しかし、現実にはこういうような提言があるというところになると、これも資金シフトの問題に恐らく絡んでの発想なんだろうから、具体的には一体どうなるんだらうか、どんな考えを郵政は持っておられるんだらうかということをお聞きしたくなるんですが、いかがですか。

○政府委員(山口憲美君) 具体的に提言されております幾つかの項目について、個別にそれではちょっと私どもの感想というふうなことをお話しさせていただきます。

まず定額貯金の商品性の見直しの問題でございますが、この商品性の見直しはいわゆる官民相互間の過度の資金シフトの発生というふうなものを契機に提起された問題でございます。今回、御案内のように郵政、大蔵両省間で、定額貯金の金利につきまして、金利の設定を市場実勢にあわせて機動的、弾力的に行うことによりまして資金シフトの問題を解決していくことの合意をしたところでございまして、そういう意味からいたしますと、定額貯金の商品性の見直しの問題というのはこの合意の存続する限り実質的に解決をしているというふうに私も考えているところでございます。

それからまた、手数料の問題も出ているように思いますが、これにつきましても、手数料という

のは個別のコストでサービスごとにカバーするようにするのか、あるいは総コストの中に入れて全体の原価の中でカバーしているのかという、これはいわば一種の経営哲学のような問題がありまして、そのどの立場をとるかということでございます。これは今後それぞれの金融機関ごとにすべきで足並みをそろえていくということではなくて、それぞれの哲学に基づいておやりになるのではないかとこのように思われるわけですね。私もそういったことから、手数料のあり方につきましても、預金者の利益が得られやすいようなこと、あるいは民間の動向というふうなものも踏まえて郵便の立場で判断をしていかなきゃいけない問題だというふうに思っております。

○及川一夫君 それはそれでしよう。しかしもっと肝心なことも書いてありますね。新規業務への進出の凍結あるいは都市部への郵便局増設の禁止などが言われている。それから奨励手当の廃止などと言われているんです。

大体、郵便局の増設なんというのは、恐らく利用者というか国民サイドから地域的にとか町ぐるみで要求が出て、増設をするかしないかという大騒ぎをして、そうしてつくられるものだと思うんだよね。もちろん、経営をやっているんですから、ここに必要だと思ふときには郵政省の意思で郵便局をつくるということもあるでしょう。しかし大多数の場合には、いかにサービスをよくするかという観点から郵便局というものはつくられていくというふうな問題だと思ふんです。

それに対して、民間サイドから、そんなものをつくるな、やめておけというふうなことの要求が出るというところが僕は余り理解できない。それこそ国営の立場から見れば、国民の要求が出たらそれにどう応ずるかというのが大前提であって、なおかつ応じられないというものは説得するということが僕は建前だと思ふんです。それが何か企業から要求されて、必要だけれども郵便局はつくらないというふうな図になるようなことは、一体あっていいのかどうかということを基本的に考え

ます。それから奨励手当の廃止なんというのは、そんなのは余計なことじゃないか、人のことを考えるよりも自分のことを考えるというふうな言いにくい怒りが出てくる。この奨励手当は去年からおとしましたものでしょうか。民間にはこの奨励手当的なものはないんですかどうですかというようなことも僕は聞きたくならないけれども、後段の問題はあなた答える立場じゃないかしらぬけれどもね。

いずれにしても、奨励手当のようなことは相当長年やっている問題でしょう。極端に言えば、郵便貯金制度というものができてから奨励手当は、多い少ないは別にして、もう制度としてあったというふうには僕は記憶しているんです。しかも、今やこれはもう労使関係の問題でしょう。労使で協定をするような問題ですよ。それにまでかわってこれをやめろというふうな言い方というのは労使関係に対する介入の問題になるんですかね。

だから、そういうことが言われているにもかかわらず郵政の反応というのは、大人といえど大人だけれども、のんびりしているなという感じが私はするんだが、この点は別に世の中にはえてかかれというふうな言っているわけじゃないですよ、きちんとしたやっぱり考え方を僕は持っておく必要があるというふうに思ふんですが、どうですか。

○政府委員(山口憲美君) 都市部への郵便局の設置の問題、これにつきましてはもうおっしゃるとおりでございます。都市部への人口の集中とか、建物の高層化だとか、再開発や大規模団地の進展等に伴いまして、都市部であるいはその近郊発展地で郵便局の仕事を取り扱う窓口機関が不足して大変混雑をしているという状況で、いろんな方からいろんな御指摘をいただいているということでございます。そういったことを踏まえて都市部への郵便局の設置をしているというものでございまして、これは利用者の利便ということを考えれば当然に果たしていかなきゃならない役目

だというふうになっているところがございます。
それから奨励手当の關係につきまして、郵便貯金は先ほど申しましたようないろいろな役目を果たしていただいておりますが、こういったものを果たしていただくためには、郵便局の職員が地域の皆さん方に積極的に働きかけて奨励をしていくてくれているということが大変大きな要素になっているわけでありまして、こういった職員の努力に対して報いるためにこういう貯蓄奨励手当というふうなものを支給するのは当然のことだというふうに考えております。私どもとしては、こういったものにつきましても、いわゆる給与上のメリットシステムということでぜひ皆さん方に理解をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、お話しのようにいろんな郵便貯金につきまして御議論がございまして、それらの御議論の中には大変誤解に基づいてなされている御議論もございまして、あるいはまた我々として納得しがたいというふうな御議論もございまして、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、郵便貯金の役割でありましてか目的でありまして、そういった事柄につきましても十分まだ御理解いただいていない面があるというふうなことを非常に感じておりました。本年度の経営方針の中でもこの周知という問題を一番大きな柱に据えまして、ことしひとつみんなで頑張つて研究し、また実践していこうというふうなことに今力点を置いてやっているとところでございます。御理解賜りたいと思ひます。

○及川一夫君 最後になりますが、この前、臨調の中間報告の問題をとらえて、郵政省としてもっと能動的に、今問題として出されてきていることに對しては態度を明確にして、PRなり誤解を解くための行動をすべきじゃないかという立場に立つてこの中間報告に対する郵政省の受けとめ方をただしたんですかね。

五十嵐官房長がそれに対して、あの中間報告というのには要するに中間であつて、民営化の方向と

か具体的にこうせいかどうかというものは、単にヒアリングをしたという報告だという答えがあつたんです。そんななまぬるいものと違ふじゃないか、甘い見方ではないかというふうに私は申し上げておつたんですが、これは官房長の問題というよりも、郵便の問題そのものの、簡保事業そのものの問題、郵便事業もそうすわね。

なぜ私はそう言うかという、あの中間報告を見ると、官業は民業を圧迫していかぬ、補充に徹すべしという一つの論点があつて、そういう方向を確認したということになっているわけ。その方向を確認したというものは何を土台にして方向を確認したかという、十九の省庁と三十九の事業体のヒアリングをやつた上でそういう方向を確認した、こうあるわけですよ。

それでは、官業は民業を圧迫してはならない、補充に徹すべしというふうに当てはまる事業というののはあの中間報告のヒアリングの中で一体どれとどれなんだということを当てはめてみますと、僕はあの中では郵政三事業しかないと思ふんです。あとは住宅金融公庫どうのこうのとかが、要すれば、国が政策として受けとめなければできないという意味での事業団をヒアリングしているんであつて、それを民営化したからといって一体どういふことになるんだらうか、果たしてできるんだらうかというふうな疑問は持つけれども、実際に今企業体、事業体として民間と対置してあるのはどう見たって僕は三事業しかないと思ふんですよ。

だから、三事業に対して官業は民業を圧迫してはならない、補充に徹すべしということを決めていこうというわけですから、具体的にはこれからどういふけれども、僕は郵政事業そのものについてそういう方向で臨調では議論をされるんだというふうな思っているんですが、直接の担当局の一人として、今のような受けとめ方をされますか、されませんか。

○政府委員(山口憲美君) 先般、第三次行革審で中間報告が出されたわけですが、この中にも確か

に郵便貯金につきましての記述がございまして、それをどういふふうに考えるかということにつきましてはいろいろ御意見あるかと思ひます。

ただ、いずれにいたしましても、行革審がこの秋には最終答申を出すという予定になっているのでございまして、私どもの立場といたしましては、本委員会でもる御説明させていただいておられますけれども、郵便貯金が国民・利用者のためになるような、そういった利益を損なうことのないように、しかも、二十一世紀に向けて自由化を迎え、そして民間の金融機関の状況も大きく変わらうとしているという状況の中で、郵便貯金がどういふ役割を果たしていったらいいのか、そういった長期的なビジョンの上に立つてこの郵便貯金についての御提言をいただくならお願いしたいというふうな立場で、いろいろ御説明をさせていただこうというふうに考えているところでございまして。

○及川一夫君 終わりたいと思ひますが、大蔵の方、大変どうも御苦勞さまでした。ありがたうございました。

ただし、私はこの問題はただひとり郵政省だけの問題ではないと思ひます。やっぱり大蔵だつて、それはあなの方は資金として提供をしてもらえばいいというふうな思っているのかどうか知りませんが、どちらにしてもこの郵便貯金制度というものが民間にかつと一体どういふことになるのか。これはもう国全体としても大変大きな問題だ、単に郵便の利用者の問題ではないというふうに私は率直に言つて思ふのであります。

ですから、ここで議論すると、銀行局と理財局の何となく対立したような意見を聞かしてしまつたこともあるんだけれども、もうそういうことではない。郵政は郵政として内閣の一角ですから郵政事業をどう守るかということがあるんでしようが、大蔵は民間金融の立場に立つて一応代弁をしなればいけないし、同時にまた、どうまとめるかという立場に私は立つているんだと思ふんですよ。ですから他人事ではないというふうに思われ

ていると思うし、そういう意味でこの郵便制度について混乱の起きないように対応してもらいたいということを特に強調して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○常松克安君 大臣、まことに日々御壯健で何よりでございます。

冒頭から唐突でございますが、大臣は預貯金の口座を何通お持ちでございますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 多分一通じやないでしようか。

○常松克安君 きょう伺ひたいしますのは、昨年三月、予算委員会におきまして権利消滅金並びに睡眠預金の議題で質問をいたしました。その基本にありますのは、第一に、おのれの財産は自分がしっかりと管理せよ。第二番目には、そもも言いながら、十年間たつて口座の出し入れなくして残された預貯金というものが百億、二百億、三百億、否もつとある。こういうふうな現状というものは、本人の意識もさることながら、どちらかというと制度上の問題でいろいろこれが消滅でき得ない、あるいは完結でき得ないというものがあつたというならば、これはやっぱり制度上の対応というのの考へていかなきゃいかぬ。第三番目には、そうして一応処理をされます利益金、これに対しては私は猛然と猛反対いたしました。一冊の通帳には人生のドラマがある。それをただ単純に、十年間使わなかつたら、忘れていたから、通知をしてもお答えがなかつたからといって収益金とは何事かと、こういうふうな論旨で今日まで回を重ねて審議し、かれこれ一年有半になります。

特に当時の郵政大臣はそのことに共鳴をされまして、全くそのとおりです。そういうお金というものを社会貢献並びに国際貢献という問題に使用していくのもまた議論の一筋である、こういうふうな申し上げました。また前大蔵大臣は、収益金とは何事かと言つた場合、まことにその論議、まことに収益金というのは私もちよつとどうかと思ふと、こういうふうな予算委員会の議事録に明確に残してあるわけでありまして。

さて、問題はその実態でありますけれども、実態をここで全部一通明らかにしてみたい。そうして世論の皆さんの御意見に供するために、資するためにその金額を明らかにしたい。これについては各業界、いろいろな大蔵省の熱ある調査、あるいは私自信も一年かけていろんな現場を数十カ所歩いてまいりました。そのもとを根拠にして本日この一時間、睡眠預金が目覚めるように、早いところ目が覚めるような方向の論旨を一通供したい、こういうふうな考えてのきょう一時間でございます。

よって一番頭から、ここは通信委員会でございますから、郵貯につきまして平成三年度利益金処理額及び今日までの累計額、この二点についてお知らせ願いたい。

○政府委員(山口憲美君) 平成三年度における権利消滅金の額でございますが、五十四億六千九百九十九万円でございます。そして権利消滅処理後の支払額は八億八千五百万円でございます。それから同年度末の権利消滅金の累計額でございますが、これは郵便貯金特別会計が創設された二十六年度以降の分ということになります。累計をいたしますと六百九十三億九千三百三十九万円。それから権利消滅処理後の支払額の累計額は、これは昭和四十三年以降の分ということでございますが、六十七億七千七百万円をお支払いしている、こういうことでございます。

○常松克安君 聞いたことだけお答え願えれば結構でございます。ネット計算は聞いておりません。次に預貯金に関するところで大蔵省銀行局に、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、あわせてお知らせください。

○説明員(北村蔵治君) 金融機関が平成四年度決算におきまして利益金処理した睡眠預金は、これまで私ども集計いたしましたところでは、銀行は約五百二十億円、信用金庫は約七十八億円、信用組合は約六億円、労働金庫は約一億円でござい

また、利益金処理後の預金者の払い戻しの要求

に応じて損失金として……

○常松克安君 聞いておりません。額だけで結構です。それとあと今日までの累計額。

○説明員(北村蔵治君) 私どももいたしましては、昨年三月の睡眠預金にかかわります国会での御議論、それから先生の御指摘を踏まえまして、銀行については平成四年度から計数の報告を求め、その実態把握を行っているわけでございまして、したがって、これまでの累計額につきましては計数を把握しておりません。

○常松克安君 次は農協、漁協についてお知らせください。

○説明員(小林芳雄君) 農協におきましては、平成三事業年度に利益金として処理されました睡眠貯金の額でありますけれども、関係団体を通じて調査をいたしました結果によりますと、約十二億九千万円程度の報告を受けております。なお、過去の利益金処理の累積額でございますが、平成三年度に利益金処理した金額、これから調査しているところでございまして、このためそれまでの利益金処理金額は把握していないところでござい

○説明員(二本三郎君) 漁協の場合、平成三事業年度に利益金として処理されました睡眠貯金の額につきましては、これも同じく関係団体を通じて調査した結果によりますと、約五千万円と聞いております。また、農協と同様でございますが、累積額につきましては、平成三年度に利益金処理した額から調査したため、過去の処理額は把握しておりません。

○常松克安君 特に農協、漁協に関しては、農協三千三百団体、それから漁協二千組合、非常に御調べを事細かに、たとえ五名、三名のところであろうともめくめくって伝票を御集計いただいて、御尽力ありがとうございます。

次には、簡保にもあつたわけですね。これは郵政ですか、これをまずお伺いします。

○政府委員(江川晃正君) 簡易保険における先生がおっしゃいます権利消滅金に当たりますのは、

加入者がもらうべき年金あるいは保険金をとりに来なかったと、そういう意味での御説明にさせていただきます。

法律の八十七条で五年以上たつと消滅時効にかかります。この部分で申し上げますと、平成三年度で申しますと約七億円でございまして、過去五年ほどさかのぼりますと、昭和六十二年から五億、六億、七億、七億という調子で、三十一億ほどになっております。

以上でございます。

○常松克安君 次は生命保険、損害保険、お願いします。

○説明員(西川聰君) 生命保険会社につきましては、平成四年度中に利益金処理した金額は二十九億円でございまして、損害保険会社につきましては、同じく利益金処理した金額は七億円でござい

○常松克安君 次は国債関係。

○説明員(乾文男君) 平成三年度におきます国債の消滅時効が完成いたしましたのは約十五億円でございまして、平成三年度までの累計額は約九十三億円でござい

○常松克安君 次は電債、お願いいたします。

○政府委員(白井太君) 償還期間十年の電信電話債券でございますが、平成三年度末で累計約百二十三億円となっております。

○常松克安君 平成三年度単年度では。

○政府委員(白井太君) 単年度ごとの数字を持ち合わせておりませんが、簡単に引き算をしてみますと約十六億円ということになっております。

○常松克安君 そちらからお知らせ願った数値、調査結果は十八億と聞いておりますので、それを基準にして論議を展開いたします。

最後に証券会社。

○説明員(山本晃君) 顧客に対する残高照合通知書等の郵便物が所在不明で返戻となり、連絡がと

れなくなりました顧客の口座というものを所在不明口座というふうに通っているわけでござい

○常松克安君 それについても平成四年度だと思

もう一つ、証券の方は、これはまた困ったこと

今おっしゃられた総トータル、私の計算に間違

なお、証券として電債の百二十三億の累計

冒頭、大臣に失礼と存じましたけれども口座を

大きな議論すべき問題の金額だと私は思っているんです。なぜなら、これ以上年々減らないということがあるわけですから。なぜなら、今大蔵省がお出しになりました五百二十億、全銀協さんを中心にして五百二十億の金額、これは十年前の口座数、預金数です。この十年前の預金数は四億数千万口座、ところが一九九二年の口座数は何と八億四千万口座。倍に口座はふえております。そして、動かしているお金が二・何倍という数値で動いているわけですから。減るはずがない、このままではおきます。こういうふうな現状というものをまず頭に入れていただきたい。

第二点目、申しわけございませんが、これは銀行さんにお教えください。この睡眠預金のトータル金額は元金だけなのか、元利合わせての金額か、これを教えていただきたいと思ひます。

○説明員(北村蔵治君) 原則的には元利金でございますが、普通預金につきましては元金が入っております。普通預金につきましては元金が入っております。普通預金につきましては元金が入っております。

○常松克安君 答えになっていないです。大事なところですか。

○説明員(北村蔵治君) 原則としては元金でございますが、普通預金につきましては元金のかかに利息が加算されているわけでございます。

○常松克安君 逆に郵貯にお伺いします。この睡眠預金の金額は元利ともの金額なのか、元金だけなのか。

○政府委員(山口憲美君) 元利金合わせたものでございます。

○常松克安君 そうしますと、これまたこの実態の数値というものが甚だおかしくなってくるわけでありまして。なぜかならば、あくまで銀行さんのおっしゃるには、いつ何時でも取りにいられたらお返しいたします。一応会計法上十年で締めくくって収益金で上げておきますけれども、いつ何時も残して残しておきます。残して返還するときになったら元利計算でこれ支払えるはずなんです。とするならば、この睡眠預金の実態というのは、論理的に元利とものに合わせた金額をここに明示するのが真の実態じゃございませんか。それをなぜ元金だけ上げておられるんですか。それを郵貯の方はまさしくまじめなものであります。元利合わせていつ何時でもお返しするために、元利合わせての五十四億円と言われる。銀行局の方は、普通預金は別にしておき、それ以外のものについては元金だけだとおっしゃる。そうすると、一体取りにきたときのその利息はどこから支払われるのか、会計法上。しかし、さような政策論議はまた後日に譲りまして、これはまた決算、総理の出席の場において政策論議をいたしますから御安心ください。

そこで、私がどうしてもうなずけないのは、同じ大蔵省でも、国債は今日の累計九十三億円。ここはきついですわ。当然なんです。第九条という法律をお持ちになって、十年たつた、その日に券面を持つてこない、あるいはいろいろな請求がなければ明くる日には即刻国債を償還する特別基金の方へすばあんと入っちゃう。

ところが、ほかのところはどうか。郵貯にしても累計がきつくと六百九十三億円、昭和二十六年以来ずっと累計ができています。じゃ全銀協さんはこれはどうなんでしょう。予算委員会ではこうおっしゃいました。私はまず実態を明らかにしたい。不正とかそんなこと何にも言っておきません。自分が自分の財産を管理するのは当然第一義務。しかし、それを過たざるを得なかった実態を論議しましょう。実態をあらわして、じゃあすはどうか、これが皆さんに託したい、皆さんの御知恵をかりたい、制度上の審議にかけた私の提言でございます。

実態と言いましたときに、なぜか知らねども、サンプル調査をいたしまして年間百二十億とおっしゃって、その上、この数値については、サンプルではございましょうが、まことにこれは現実の間違いのない数字でありますと胸を張っておっしゃった。去年の三月でございます。

それが一年ちよいあけて出てきましたら五百二十億。百二十億どころじゃない、五百二十億です。示するのが真の実態じゃございませんか。それをなぜ元金だけ上げておられるんですか。それを郵貯の方はまさしくまじめなものであります。元利合わせていつ何時でもお返しするために、元利合わせての五十四億円と言われる。銀行局の方は、普通預金は別にしておき、それ以外のものについては元金だけだとおっしゃる。そうすると、一体取りにきたときのその利息はどこから支払われるのか、会計法上。しかし、さような政策論議はまた後日に譲りまして、これはまた決算、総理の出席の場において政策論議をいたしますから御安心ください。

これじゃ過去の累計というものがなくして実態の論議はできないじゃないですか。過去を見て現在をどうする、現在を知って未来の対策とおっしゃる、因果関係、常にそうおっしゃる大蔵省さんといったしまして、実態がないのに対策の立てようがないじゃないですか。予算委員会ではサンプル調査、サンプル調査を信用してくれ、まことに間違いない数字だとおっしゃる。

本日に銀行局長通達によつて、半年半年の大蔵大臣に出す決算書にきつくと項目をつけてこの金額を提示して、まことに銀行始まって以来の勇断、英断をしていただきました。これは私は感謝申し上げたい。見事なものでした。そうして出てきた半期分、あと半期分、両方通年合わせて今このようにおっしゃっていらっしゃるわけです。

ですから、過去の実態というものを次の決算の総括締めくくりに日まで求めたい。これを申し上げておきます。いかがでしょうか。

○説明員(北村蔵治君) 先ほど申し上げましたように、私どももいたしましては、昨年の先生今御指摘ございました御議論を踏まえまして、平成四年度から計数の報告を求めてその実態把握を行うこととしたわけでございます。その意味で全力を尽くしているわけでございます。その点を御理解いただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○常松克安君 お願ひされるわけですから、お願いを承りました。

ただ、どうしてもうなずけないのは、昭和六十一年にこういうことが一部国会議論の中にあつて、そして大蔵省の指導のもとに全銀協の協議事項の通達として銀行に流されました。少なくともそのとき以来こういう問題というものは想定されたはずですから、さかのぼって銀行創業以来、これはむちゃな話かもしれせん。しかし譲れせん。昭和六十年度から今日までのものが出ないはずはあります。次の決算委員会に資料として御提示願ひしたいことを願ひいたします。

なお、もう一点。百二十億のサンプルが何でこんなに食い違ったのか。この辺の説明は、やはり大蔵省の言い分もございましょうからお聞かせください。

○説明員(北村蔵治君) 昨年の数字、確かに先生の御指摘のような数字を申し上げたわけでございますが、私どももいたしましては、サンプル調査ということで、その結果、先ほど申し上げました五百二十億との間にかなりの差がございましたことにつきましては、非常に残念に思っているわけでございます。

○常松克安君 残念で終わりますか。まあそれは課長さんのお立場でございますから、また場所を変えて責任ある局長さんにかかればつた方がいと思ひます。お気の毒です。ここではこれ以上申しません。

ここで私は郵政省にお伺ひしたいのであります。

国債あるいは郵貯、国は法律を持つていらつしゃいます。明確であります。しかし、それだけのみならず、あくまで預金者の利益及び保護の立場に立つてもう少しつきりと見えるような形にしてみたい。十年たつて、そして通知をして、二月後には言うならばそれを利益としてお返ししよう。どこへどう使われるかわからないような不明瞭では甚だ我々としては納得いきがたい。こだわりの時代に対応でき得ない。そのときに前大臣が見事に、わかりました、後指摘どおりであります。我が方といたしましては研究会を設けてそういう先生の御指摘の方向で研究会を重ねたい、それは年度内に。年度内というので僕は三月三十一日が年度内かと思ひましたけれども、五月、出納閉鎖はもうじきです。

もうこの辺でその研究会の内容について御報告をしていただきたいと思ひますが、できましようか。

○政府委員(山口憲美君) 先生の御指摘をいただきましたので、平成四年度内に結論を出すということとで検討を重ねてきておるわけでございますけれども

も、まだその最終的な取りまとめの段階ということで、まことに申しわけなく思っている次第でございます。

せっかくこういう御指摘をいただきましたので、また、実は過去にこの問題の研究に取り組んだこともございます。しかしながら、十分な成果が得られないまま今日まで来ていたというふうなこともございまして、この際根本的にこの問題を研究してみようということで、幅広く検討を重ねてまいった関係もございまして、ちよつと時間がかかっているということで御了解いただきたいと存じます。

ちなみに、これまでの検討状況というのをせっかくの御質問ですので少し敷衍して御説明させていただきますと、昨年三月の予算委員会でも郵便貯金の権利消滅金でありますとか民間金融機関の睡眠貯金を福祉だとか国際貢献等に有効に活用すべきではないかというふうな御提言をいただきました。一定の方向性を打ち出してみたいということで省内に郵便貯金の権利消滅金に関する研究会というものを設置したわけでございます。

この研究会では、権利消滅制度のあり方を検討するに当たって、預金者の権利保護の観点でありますとか事業経営の効率化の観点、あるいは民間金融機関の取り扱いとのバランスの観点、あるいは国の債権債務としての視点等から、現行の権利消滅制度あるいはその運用に関する問題点、それから権利消滅金と預金者保護に関する問題点、それから権利消滅金を特定財源化するというふうなことの是非について順次検討を重ねてまいったわけでございます。

この検討の過程で、現行の権利消滅制度及びその運用に関する問題点を検討するに当たりましたは、その類似の制度といたしまして、銀行の預金でありますとか生命保険の保険金、あるいは国債の元金、利子、あるいはNIT、東京ガス、東京電力等の株式の配当金がどうなっているか、あるいは変わったところで馬券がどうなっているかと

か、そういったふうなことににつきましてそれぞれ権利消滅金の仕組みであるとか、その使途あるいは還元の方法というふうなものにつきまして基礎的な研究を重ねてまいっているわけでございまして、現在最終の取りまとめの段階に入っているというふうなことで御了解、御理解賜りたいと思っております。

○常松克安君 せっかくそういうふうな御報告をいただいたんですから、そこまで来ればもう少し私も提案者としてお聞きしておきたい。その検討結果が一体どの程度のものになるのか。ある並べられませんでしたけれども、重複した答えになつても構いませんから、その結果どのような形で出てくるのかお教え願えません。

○政府委員(山口憲美君) 研究会では、今申しましたような形で、事業経営の効率化でありますとか、民間金融機関の取り扱いとのバランスとか、国の債権債務関係であるというふうなことに留意をしなければなりませんけれども、預金者の権利保護を重視するというふうな観点から、最終的には、まず第一には権利消滅に係る郵便貯金をどういうふうにして減少させていいたらいだろうかという点が一つでございます。それからもう一つは、権利消滅金の経理でありますとか使途というふうなもの、その透明性を高める方策というふうにとつたらいいか、こういうふうな二つの面から検討をしているところでございます。

若干踏み込んでお話しさせていただきますと、例えば減少させるための方策といたしましては、長期間未利用であっても、窓口で払い戻し請求をされれば、払い戻しに際する期間を明確化するというふうな形でその周知の徹底を図りやすくする。あるいは権利消滅防止対策の充実強化を図るというふうなこと。それからまた、経理だとか使途の透明性を高めるといふふうな問題につきましまして、例えば権利消滅金を区分いたしまして別経理をするとか、あるいは権利消滅金の使途を明示するといふふうな形で何らかの方向性が打ち出せればというふうな形に思っているところでござい

ます。

○常松克安君 具体的に一つ一つお聞きいたしますと、茫漠でありますけれども、今研究会の内容についていろいろ検討はしていच्छる。もう少し精査することを時間を与えてもらいたい、この点はよくわかります。

しかし、重ねて論議として申し上げておきますけれども、確かに防止対策と申されましたけれども、そちらが明確に申されました今までの処理金がある。その年度に返してくれと言われて応じたものが六十億も十年たつて目覚めて返還してくれと言ってきた数値というものはどの年度を見ても見当たらないわけですね。少なくとも平成三年度からいくと五十四億で八億とも返してくれというものがあつた。現実として二割にも達しない。

それはどこにどういう効果があるか。それはまあ新聞広告もいたしました、テレビにも出ました、いろいろ国民に周知徹底をしようということのないうように努力を重ねてまいりましたといえども、完全にゼロになるということは非常に不可能な数値である。これはもう現実問題でございますね。そういうことで昨年の予算委員会では郵政としてお認めになつたわけですよ。十年たつて睡眠が目覚めないならば、これはもう完全にいんな理由で永眠預金と言つていいんじゃないですか、どうですかと言つたら、郵政の当時の局長さん、現実としてはそういうふうな御指摘と認めざるを得ません。

そういうふうなものとするならば、完全になくなつてしまふというんだつたらそれはお用い出さないうけませんか。お用いはふさわしい礼儀、常識程度に。もう少し預金者の保護とか預金者のお気持ちを考えるならば、それを生かせる方向で考えていってもらいたい。こういうことで研究会とこうなつて。今御説明いただいた。

局長、一番大事なぎりぎりのところは、その使途というのに対して、これから一応整理期間を何年か知りませんが設けられるとする、設けられ

る中で、どういうふうにしたらいだろうか、こうしたらとこれからいろんな角度で論議はあるでしょうけれども、やはりそのときに大事なのは社会の変化、世論の動向。そんなお金があるならば、全部集めたら七百四十億、郵貯だけでも五十四億、そういうふうなことであるならば、目に見えて世論が納得できるような方向の使途、社会貢献といいますが、こういうふうな論議があつたとしたら、それはあくまで検討の中の視野に入れていただきたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 権利消滅金の使途についてでございますけれども、現在、権利消滅した貯金というものは郵便貯金特別会計の雑収入として歳入に組み込まれて、支払い利子などのいわゆる歳出全般の財源となつていっているということでございますが、先ほども申しましたけれども、権利消滅金につきましまして四十年代の初めに何らかの形でこれを預金者へ還元できないかというふうな議論が持ち上がったことがございます。そのときに預金者に還元するための特定財源化というふうなこと、いろいろな研究をいたしましたけれども、国の財政会計の歳入歳出は一回の取り扱いをしていて、全体の歳入の内から歳出をすべきで、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるということは許されないという原則があつて、そのために結論が得られないで今日に至っている、こういうことでございます。

先ほど先生のお話のように、先般お話しございましたので勉強会をしていただき、またその先生の提言の中には福祉でありますとか国際貢献というふうなことで提言があつたわけでございますが、基本的にはやはりこの歳入歳出という間に相当因果関係が必要だといふふうなことがございまして、そういうことを考慮しながら使途というふうなものについては考えていかざるを得ないんじゃないかというふうなところをどう考えているかでございます。

○常松克安君 じゃ今度は戻つてもう一度大蔵省にお伺いいたしますが、唐突で、突然の御質問で

○常松克安君　私がこういうふうな数値をいろいろ

基準に沿った形で徹底が図られるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

閣係の報告書がございますので、そちらに記載していただくという方向で検討を進めており

二十五年というような数字になるかと思ひます
それで、先ほど十八億という先生のおっしゃつ

た数字と十六億と申し上げた数字とで、今のお話に若干関連するものですから一言二言御説明をさせていただきます。償還期が来て十五年たつたものを権利消滅金というふうないわば定義づけをいたしておりますが、その金額は確かに平成三年度の場合十八億であつたわけでござい

ます。ところが、実際はその期間が過ぎてからも償還のお申し出をなさる方もやっぱりいらつしやるようございまして、そういうお申し出がある場合は、実際はお申し出に応じてお金をお返しするということをやっておるようございまして、その金額は平成三年度の場合だと約二億圓ぐらゐあつたということでございます。したがって、純粋に権利消滅金として前年度よりふえた額ということになりまして、十八億から二億圓を引いた十六億圓が平成二年度に比較して平成三年度にあつた額ということになるわけでございまして、実は十六億という数字を申し上げたわけでござい

ます。○常松克安君 局長えらい重大なことをおっしゃつたんです。いつ何ときでも返すということとは、そうしたら、国民の皆さんに政府広報、テレビのついで、電報債をお持ちの方、何年たつても全部払い戻しますので全部いらつしやいということを広報したら、取りに来られたら全部出すんですか。そんなあやふやな法律なんですか。二十五年もかけておいて、返しますと今おっしゃつたんです。これ全部返すんです。それでは私は一生懸命宣伝すればよろしいな、これから。

○政府委員(白井太君) 確かに法律上の制度とすれば、時効の十年が成立すればこれはもうその償還の請求をするということではできないというものが、筋としてはそういうことになるわけでありまして、償還期が来れば償還をすべきお金だということ、先ほど申し上げましたように五年の念のため猶予期間を置く、しかしその猶予期間が過ぎた場合でも、実際には、お申し出があつた場合にはやはり償還をするということをやつておると

いうことは事実でございます。○常松克安君 じゃ、そのようにまじめに承つておきますけれども、これは大変な混乱になると思ひます。

各所管別にいろいろお伺ひいたしましたけれども、根拠法というのと、またそれを運用していくのと、言うならばばらばらの実態であるということとあります。制度は過去の経過措置があるといふたし、預金者の一万というお金、こつちにはこう、あつちにはだめ、こつちにはこうする、こういうふうな不公平というものがあつて、複雑になつていくということもまた指摘しても過言ではないと思ひます。やはり国全体の制度上の問題としてこれからそれにどう取り組んでいくのか、これが大事だと思ひます。

例えて申しますと、その防止策としては、郵政の方は、十年間お預けになつた通帳は、使われておりません場合は権利消滅しますとつきりお書きになるから、読んでいる方もわかりません。ところが、金銀協は数億圓かけて新聞広告で防止対策をかけた。十年間という字句は全然ない。むしろ、十年たつたらこういうふうに一応収益金で切られて、上げますよと、これぐらいのシヨッキングな内容をして宣伝に数億圓かけるならまだわかります。

非常にその辺のところが、片つ方は国は法律は持つてゐる。片つ方は持つておりながらあくまで時効を主張しながら時効援用をされない。言うならいつ何ときでもと。ところが、現実問題として十年で精査してしまう。こういうふうなところで非常にその基盤というのが、預金者の立場に立つて、どこであつてもこういう問題は統一したものであるとして、七、八十億圓の対策をやつたり考へていく時期もここにあるのではなからうか、こういうふうに思ひます。

います。ところが郵便局の方では、これからもう全国どの郵便局でもつくられた口座は解約に應じます。日歩計算もつきます。はつきりしている。銀行さんの方は届けたところなければ解約できないというところが、この金額を余らせてしまふ大きな問題点。

学生さんで東京で勉強した、親から送金受けた、北海道に帰つた、八百三十一円残つておる。そんなもの、飛行機賃かけてわざとそれを解約にと。この利便性からいくと、どこの銀行であろうとも解約というものは必ずすべきじゃないか。いや、それには大変なコストがかかります。コストとおっしゃるなら、五百二十億に對して七・二九〇％、稼いだ金の五百数十億、このお金は黙つておつて、コストがかかります。かかりますというふうなことで、コスト容認、認めていく、許していく材料にはならない。

本當にこれを防止するならば、防止というふうな手前へ持つていかなくやいけないと思ふんです。来年秋口をもつてこういうふうな制度を踏み切つたかのように聞くんですが、いかがでしょうか。○説明員(北村廣治君) 先生御指摘のように、睡眠預金口座の金額と今のような解約条件とは多分に関係があるかと思ひますが、現在銀行預金の解約は口座を開設した店舗で行うことを原則として

いるのは先生の御指摘のとおりでございますが、これをその金融機関の全店舗で即時解約を可能にする方向で今検討が進められてゐるわけでございします。そしてまた、現に逐次実施に移されてゐるというふうな承知してゐるわけでございします。私どもも、睡眠預金発生後の未然防止につきましては、このよう金融業界の自主的な努力を前提として適切な指導を行つてまいりたいというふうな考へております。

院議員という立場をお与えたいだいてゐる間は、声を大にして、収益金としての処理をすることに關しては断固反対していきたい。こういうふうな論議は私は今様の時代には通じない。これをどういふふうにしていくかはこれからの論議でござい

ます。○常松克安君 これは私もたびたび申し上げましたように、後の政策論議は別といたしますけれども、時間が参りました。総まとめいたします。ただ一点、いかなる理由、いかなる論法、いかなる因果関係とおっしゃるうとも、私はこの参議

院議員といふ立場をお与えたいだいてゐる間は、声を大にして、収益金としての処理をすることに關しては断固反対していきたい。こういうふうな論議は私は今様の時代には通じない。これをどういふふうにしていくかはこれからの論議でござい

ます。○常松克安君 これは私もたびたび申し上げましたように、後の政策論議は別といたしますけれども、時間が参りました。総まとめいたします。ただ一点、いかなる理由、いかなる論法、いかなる因果関係とおっしゃるうとも、私はこの参議

今この推定累計からいきますと、失礼ではございませうけれども、銀行は郵貯の約十倍ですから、十倍を推計いたしますと六千億圓。そうでしょう、昭和二十六年から六千九百億圓。これを反論するに、十倍だったから六千九百億圓。これを反論するには、実際のデータを全部掘り出して反論する以外にないんです。

そういうふうな状況の中から、くどいようでございますけれども、やはり預金者の目に見える会計の明朗化。あくまでそういうふうなものはものとして、せめて、いつ何ときでもお返しをいたしますとおっしゃるなら、銀行の口座の中に睡眠預金整理基金なるものを明確にして、そして、そこで担保していつ何ときでもお返ししますよと。これは会計法上目を通っております。

絶対に何年かかっても返しますよといながら、返す金の場所がないじゃないですか。どこの項目から払うんですか。こういうことで不明朗とそれを受けられることは、あつてはならないし、こういうような金額があるということを下世話では、ああ大都会の一流の本店建つておるのは、あれは睡眠預金で皆建つておるんだ、こういうふうなことが、私は名譽を傷つけてはならないと思うがゆえに、全銀協さんの立場を思うがゆえに、正式に対応できるようなものをきちんと出せ、法律を出せと。

憲法に規定されている、二十九条で、二十九条に財産権は法律で定めねばならぬ、その財産については公共に供するものとする。一たん消滅、一たんそういうふうな時効を採用されるといえども、切ったものならば、その財産権は消滅したものと一緒です。国家に帰属させるか、そうじゃなく、過去の経過措置もあるから、おのおの立場でその使用方を預金者の皆さんにわかるようにやっばりしていくのが当然じゃないか。こういう論議の落ちつくところになるんじゃないかと、こう思っています。次の決算委員会までこの主張を相繰り返しますので、局長にお伝え願えれば幸甚かと思ひます。

最後のまとめとしまして、大臣、この論議を結核の立場でお聞きになつての御感想をお伺ひいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) 大変勉強になりました。

また、郵政省の対応もきちんとしているなど、上坂さんからの褒めの言葉までいただくように親切に対応してらる。やっぱりこういう信頼関係というものは民間金融機関も見習つて、この睡眠預金対策というものをとわかりやすい宣伝も必要だと思ふんです。マスコミの皆さんにも御協力いただいて、睡眠預金があればあるんです。そして忘れてはる方でも要求すれば返つてきますよという宣伝が私はもと必要だと思ふんです。こんなにも多くの睡眠預金がある。しかも、だめだと思つてはる人もいらつしやいます。あるいはまた探しているかもしれない。ぜひともマスコミ関係、放送関係に協力いただいて、まずわかつてもらう、そういうことも必要じゃないか。そして、今ずつと御指摘されましたこの睡眠預金の扱い方、できるだけ早く結論を出してしるべき措置をするのが必要だと思つております。ありがとうございます。

○常松克安君 終わります。

○鈴木栄治君 もう最後ですので簡単に質問させていただきます。

国際ボランティア貯金、これは私は大変いい考案であり、またすばらしいアイデアだと本当に感心してはるでございますが、平成四年度までの加入者が千二十五万件、こういう方々から大事なお金が出てはるわけですから、本当に有効に使つていただきたい、私のように思ひます。

私は、以前テレビの番組をやつてはるのとに、赤い羽根募金の内情というところでいろいろと番組で調査したり追及したのでございますが、大変残念なことに不透明な部分やちよつと疑問を持つ部分が多かつた。しかし、本当はそうであつてはるんじゃない。私は国際ボランティア貯金は決してそんなことはないと思ふのでございます。

が、寄附金の配分において一番配慮してはる点は何か、また、その後きちんと監査をしてはると思ひますが、どのように行つてはるか、この二点だけをお聞かせくださいませ、お願いします。

それからまた、職員によります各団体の国内事務所でありませうか、あるいは事業の実施地域での監査をやつてはるけれども、そのほか、いわゆる民間の専門機関の皆さん方にはお願いをいたしました。あるいは預金者の代表の方にも参加してはるというふうなことでございませう。

○政府委員(山口繁美君) 御指摘の点でございますが、まず第一にその配分に当たつての留意をしてはる点というところでございませうが、二つの要件を私ども考へてはる。

この中で特に私どもやつてはる効果的だといふふうな思つてはるは、預金者の皆様にお集まりをいただきまして各配分団体から報告会といふようなものをやつてはる。大体全国で百近くの会場でやつてはるけれども、そういうふうな活動をしておられますといふふうな報告をいただきまして、これを通して、言葉は適当じゃないかもしれませうけれども、活動状況の監査のような形にもなりますし、それからまた同時にボランティア貯金につきましても御理解を深めていただくといふふうな形で、この報告会が始まつてはる効果的だといふふうな思つて、こふうなことでございませう。

今度実際に配分した後の監査の問題でございますが、この監査に当たりましては、まず事業の実施状況につきましても各団体から随時中間報告を求めてはる。その求め方といひましては、例えば写真でありますとかビデオでありますとか、現地の人々の絵だとかあるいは手紙などいひただけは提出してはるが、その事業の進捗状況を把握するといふふうなことをしてはる。

○鈴木栄治君 わかりました。

そのほか、事業がいよいよ終つたといふふうな段階になりましたら完了報告書といふものを出してはる。それから写真等の資料を提出してはる。それから写真等の資料を提出してはる。それから写真等の資料を提出してはる。

○委員長(野別隆俊君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(野別隆俊君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野別隆俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

及川一夫君から発言を求められておりますので、これを許します。及川一夫君。

○及川一夫君 私、ただいま可決されました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党、国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 国民の老後生活の充実に貢献する金融サービスの開発等、国民のニーズに対応した多様な商品・サービスの開発と提供に積極的に努めること。

一 定額郵便貯金は収益性と流動性を兼ね備え、預金者に永年にわたって親しまれてきた商品であることにかんがみ、その基本的商品性を変えることなく、預金者の利益確保に努めること。

一 郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び地域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用

制度を改善・充実すること。

一 郵便貯金事業は、引き続き、預金者の利便向上をめざして心のこもったサービスの提供に努めるとともに、国民に対し事業の果たしている役割について常に周知を図り、一層の理解を得るよう配慮すること。

一 郵便貯金事業は、専ら個人ののための非営利の貯蓄金融機関であることの重要性を十分認識し、今後とも、国営の金融機関として、個人預金者の利益を損なうことなく、更に一層その利益の増進に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(野別隆俊君) ただいま及川一夫君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野別隆俊君) 全会一致と認めます。よって、及川一夫君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉郵政大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(野別隆俊君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(野別隆俊君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての車いす常用者が使用可能な電話ボックスの整備に関する請願(第一九三二号)

(第二〇二二号)

第一九三二号 平成五年五月十日受理

すべての車いす常用者が使用可能な電話ボックスの整備に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目六ノ一

三一 高橋則雄

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一三一五号と同じである。

第二〇二二号 平成五年五月十三日受理

すべての車いす常用者が使用可能な電話ボックスの整備に関する請願

請願者 青森県上北郡上北町大浦字堀ノ内

五七ノ四 蛇名信

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第一三一五号と同じである。